

第3章 公共施設等の現況及び将来の見通し

第3章 公共施設等の現況及び将来の見通し

第1節 建築系公共施設

第1項 保有数量

(1) 施設類型ごとの保有数量

本市の建築系公共施設について、施設の機能面から施設類型（用途分類）を定義し、大分類ごとの延床面積を集計しました。市が建物を借り受けてサービスを行っている市の施設も含めると、建築系公共施設の全体の延床面積は、令和2年度末時点で152,397.17㎡となります。

最も延床面積の構成割合が多い用途は学校教育系施設で、全体の半数以上となる61.1%を占めています。次に構成割合が高いものは社会教育・文化施設であり、全体の1割強程度となる12.9%を占めています。社会教育・文化施設には集会施設や文化施設が含まれています。その他に構成割合の高い順として、行政系施設（庁舎等）が6.9%、保健・福祉施設が4.9%を占めており、これら上位4つの用途分類で全体の85.8%を占めています。

図 3-1 施設類型(大分類)別延床面積の割合

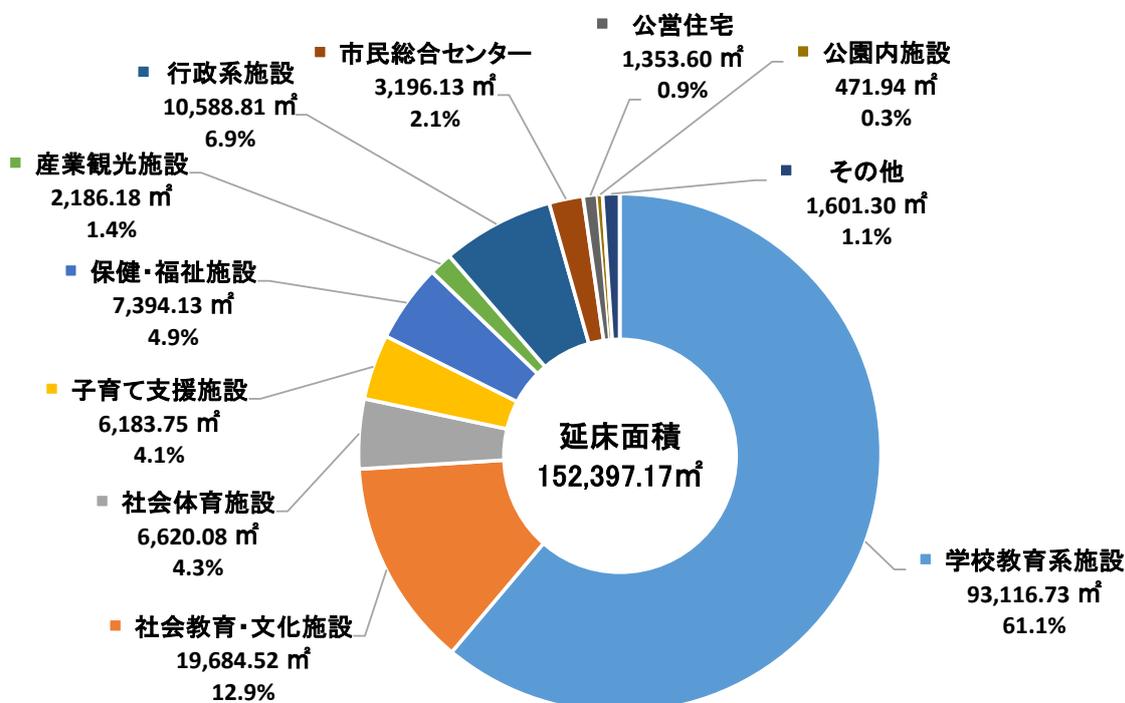


表 3-1 建築系公共施設の施設類型(大分類・中分類)別延床面積の内訳

大分類	施設数	延床面積 (㎡)	構成比 (%)	中分類	施設数	延床面積 (㎡)	構成比 (%)
学校教育系施設	17	93,116.73	61.1	学校	14	91,348.23	59.9
				その他教育施設	3	1,768.50	1.2
社会教育・文化施設	30	19,684.52	12.9	文化施設	1	7,854.39	5.2
				図書館	6	2,825.21	1.9
				社会教育・集会施設	21	8,116.98	5.3
				博物館等	2	887.94	0.6
社会体育施設	6	6,620.08	4.3	体育館	1	5,799.55	3.8
				プール	1	253.59	0.2
				公園・運動場内建築物	4	566.94	0.4
子育て支援施設	22	6,183.75	4.1	保育所	1	989.69	0.6
				児童施設	20	4,443.84	2.9
				その他子育て支援施設	1	750.22	0.5
保健・福祉施設	19	7,394.13	4.9	高齢福祉施設	11	3,760.41	2.5
				障害福祉施設	5	2,207.88	1.4
				保健施設	2	1,130.52	0.7
				その他福祉施設	1	295.32	0.2
産業観光施設	4	2,186.18	1.4	温泉施設	1	1,953.46	1.3
				情報館	1	76.60	0.1
				保管庫	2	156.12	0.1
行政系施設	19	10,588.81	6.9	庁舎等	3	9,167.94	6.0
				防犯施設	2	42.78	0.0
				消防施設	8	802.60	0.5
				備蓄倉庫	6	575.49	0.4
市民総合センター	2	3,196.13	2.1	市民総合センター	2	3,196.13	2.1
公営住宅	2	1,353.60	0.9	市営住宅	2	1,353.60	0.9
公園内施設	41	471.94	0.3	公園内建築物	41	471.94	0.3
その他	2	1,601.30	1.1	その他	2	1,601.30	1.1
合計	164	152,397.17	100.0		164	152,397.17	100.0

出典：公有財産台帳（令和3年3月末）、所管課資料

(注1) 令和2年度末現在。市が建物を借り受けてサービスを行っている施設の面積を含みます。

(注2) 市民総合センターに含まれる各施設は、それぞれの施設の分類で延床面積と施設数を計上しています。よって、市民総合センターの数値は、事務スペース及び共用部分等の数値となります。同様に、緑が丘ふれあいセンターや学校内にある学童クラブなどの複合又は併設の施設も各施設の床面積と施設数をカウントしています。

(注3) 構成比 (%) の合計値は、小数点以下の表記の関係上、全体の値に一致しない場合があります。

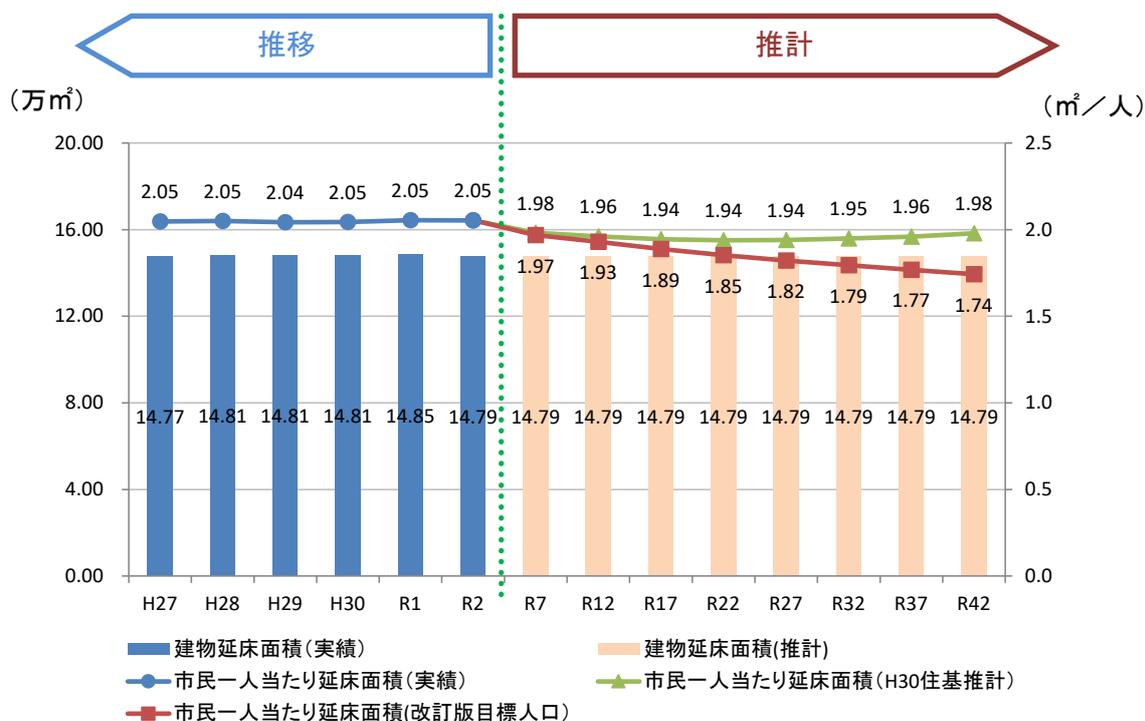
(注4) 令和3年度中に廃止の施設を計上しています。そのため、表 1-1 における施設数の合計とは相違があります。

(2) 市民一人当たりの延床面積

①本市における推移

本市が保有する公共建築物（借り受けている施設の面積は含みません。）について、市民一人当たりの延床面積は、令和2年度時点で2.05㎡/人です。令和7年度以降は、令和2年度時点の延床面積を保有したものと仮定した場合、人口増加の展望にあわせて、市民一人当たり延床面積は減少する見込みとなります。「武蔵村山市第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2年3月策定）の改訂版人口ビジョンにおける平成30年度までの住民基本台帳に基づく推計では、令和42年には1.98㎡/人となり、同人口ビジョンにおける改訂版目標人口どおりの人口増加があった場合は、1.74㎡/人と大幅な減少となる見込みです。

図 3-2 市民一人当たりの公共施設延床面積推移



出典：建物延床面積は財産に関する調書（平成27年度～令和2年度）
 人口は住民基本台帳（平成27年度～令和2年度）
 及び改訂版人口ビジョン（令和7年度以降）

- (注1) 公共建築物の延床面積は、平成27年度から令和2年度までは各年度末の行政財産と普通財産の合計。令和7年度以降は、令和2年度と同じと仮定しています。
- (注2) 人口は、令和2年度までは各年度末時点の住民基本台帳の数値であり、令和7年度以降は、「武蔵村山市第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」による改訂版人口ビジョンに基づきます。

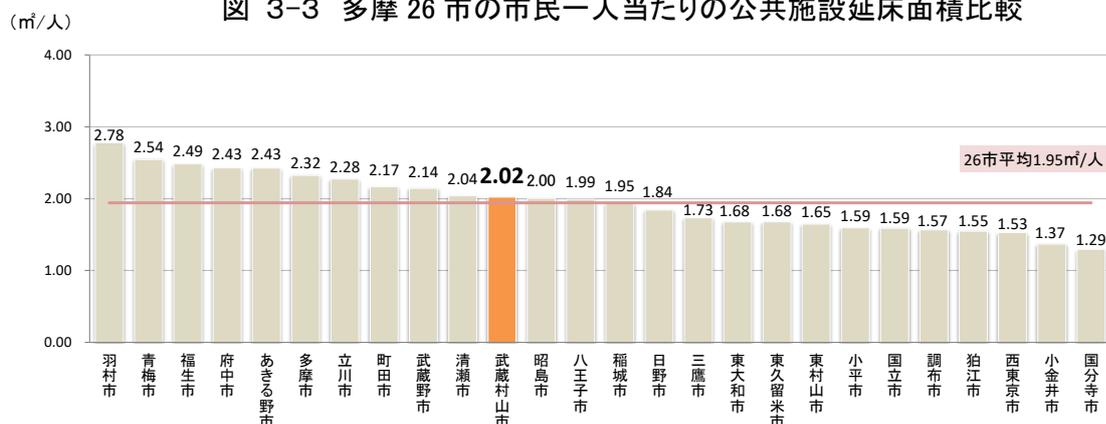
②多摩 26 市との比較

多摩 26 市の比較において本市の市民一人当たり延床面積をみると、多摩 26 市の平均（1.95 m²/人）をやや上回っています。

表 3-2 多摩 26 市における市民一人当たり延床面積の比較

名称	延床面積(m ²) A	人口(人) B	一人当たり延床面積(m ² /人)		
			C=A÷B	学校	その他
羽 村 市	153,776	55,354	2.78	1.19	1.59
青 梅 市	338,544	133,032	2.54	1.43	1.11
福 生 市	143,274	57,617	2.49	1.05	1.44
府 中 市	632,291	260,232	2.43	1.04	1.39
あきる野市	195,748	80,667	2.43	1.08	1.35
多 摩 市	345,798	148,823	2.32	1.13	1.20
立 川 市	418,860	184,090	2.28	1.16	1.12
町 田 市	928,690	428,821	2.17	1.13	1.03
武 蔵 野 市	314,725	146,871	2.14	1.06	1.08
清 瀬 市	152,189	74,636	2.04	1.11	0.93
武蔵村山市	146,378	72,382	2.02	1.27	0.75
昭 島 市	227,167	113,397	2.00	1.06	0.95
八 王 子 市	1,120,604	562,480	1.99	1.18	0.81
稲 城 市	178,100	91,540	1.95	1.28	0.66
日 野 市	343,420	186,346	1.84	0.98	0.86
三 鷹 市	326,634	188,461	1.73	0.86	0.88
東 大 和 市	143,122	85,301	1.68	1.03	0.65
東久留米市	196,092	116,916	1.68	1.09	0.59
東 村 山 市	249,067	151,255	1.65	1.01	0.64
小 平 市	310,658	194,869	1.59	0.98	0.61
国 立 市	121,063	76,280	1.59	0.87	0.71
調 布 市	371,162	237,054	1.57	0.83	0.73
狛 江 市	128,773	83,257	1.55	0.83	0.72
西 東 京 市	313,522	205,125	1.53	0.94	0.59
小 金 井 市	167,308	122,306	1.37	0.87	0.50
国 分 寺 市	161,868	125,170	1.29	0.71	0.58
26 市 平 均	312,647	160,857	1.95	1.04	0.90

図 3-3 多摩 26 市の市民一人当たりの公共施設延床面積比較



出典：公共施設延床面積は「公共施設状況調」（総務省、令和元年度）（行政財産のみの値）
人口は「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（総務省、令和2年1月1日）

第2項 建築年度別の状況

(1) 経過年数別の延床面積

本市の建築系公共施設の建築年度別の状況は、建築から30年以上を経過した施設の延床面積が全体の79.3%を占めています（令和2年度末時点）。10年ごとの年代別に内訳をみると、建築から40年以上50年未満の施設の延床面積が全体の47.7%を占めており、最も高い構成割合となっています。さらに建築から50年以上の施設の延床面積は20.4%を占めており、本市では全体の7割近くの施設が建築から40年以上に集中していることがわかります。

図 3-4 建築年度別・施設類型別延床面積

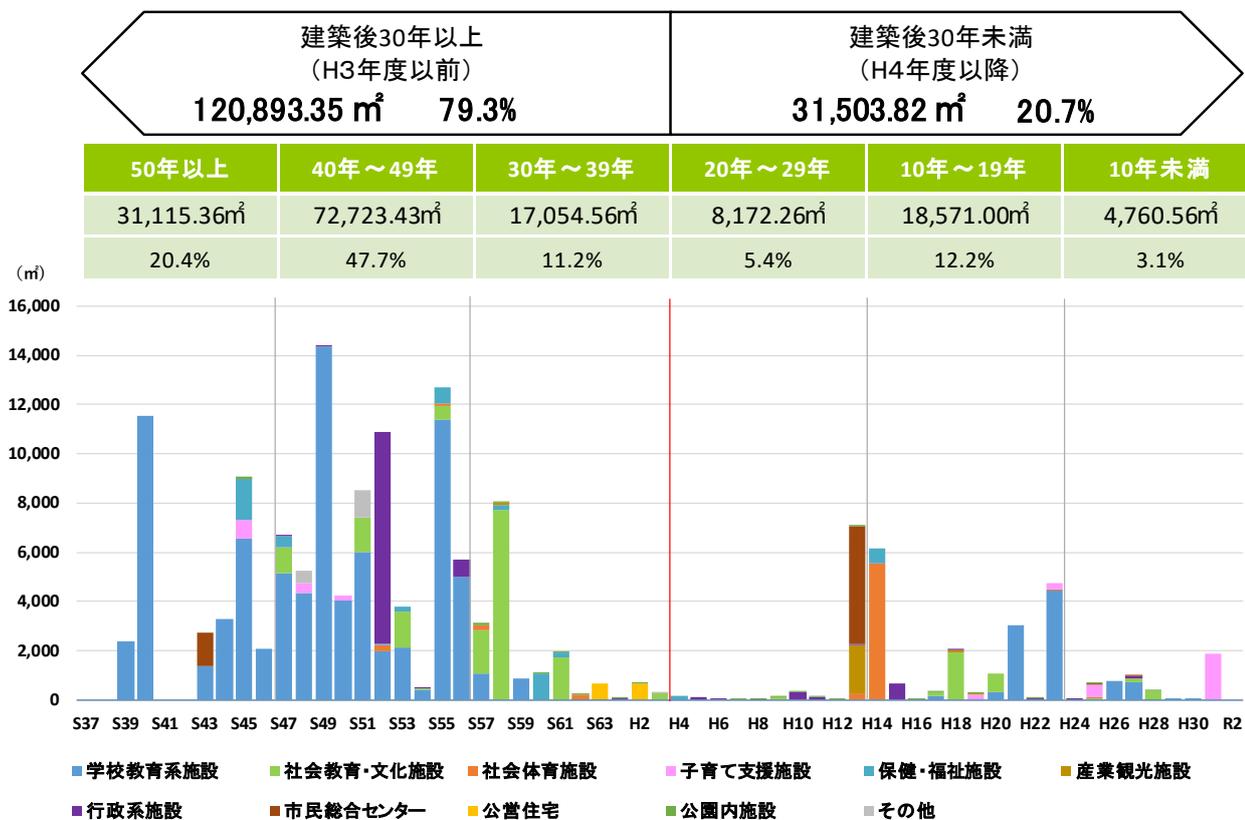
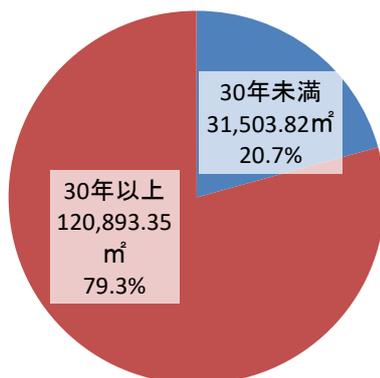


図 3-5 築30年以上の建物割合(延床面積)



(2) 施設類型別の状況

施設類型毎の総延床面積に占める建築後 30 年以上経過した施設等の延床面積の割合をみると、公営住宅で 100%となっており、続いて学校教育系施設 89.8%、行政系施設 85.0%、保健・福祉施設 84.6%、社会教育・文化施設 82.0%となっています。これらの 5 つの施設類型の建築後 30 年以上経過した施設の合計床面積は 115,475.56 m²となり、全施設類型の建築後 30 年以上経過した施設の床面積に占める割合は 95.5%となっています。

表 3-3 施設類型別 経過年数の状況(延床面積)

上段:面積(m²)
下段:割合(%)

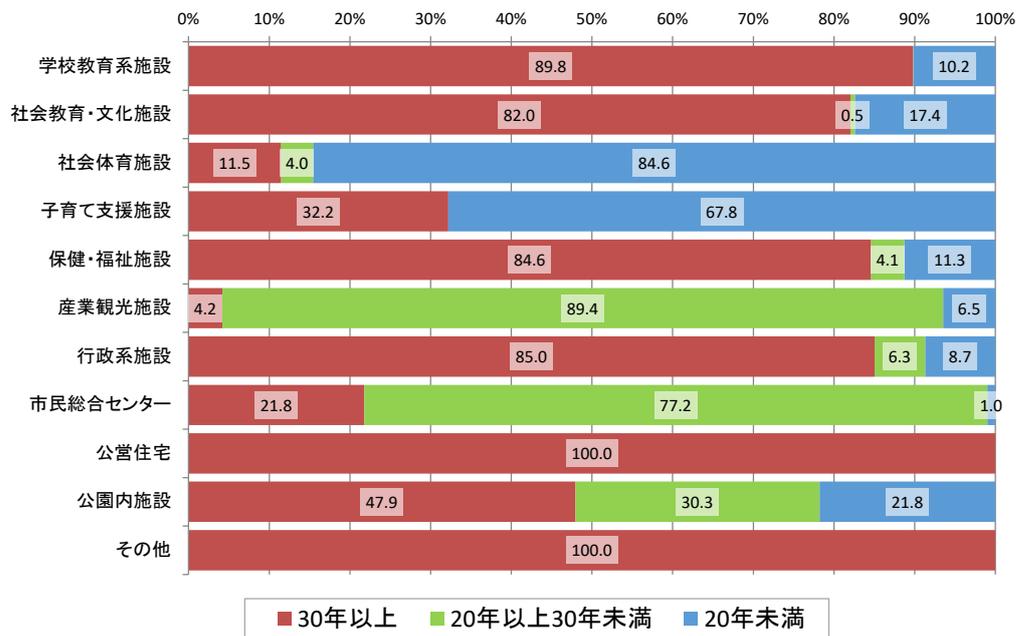
施設類型	30年以上				30年未満				合計
	50年以上	40年 ～ 49年	30年 ～ 39年	計	20年 ～ 29年	10年 ～ 19年	10年未満	計	
学校教育系施設	27,261.00	54,861.54	1,970.52	84,093.06	9.72	8,018.20	1,507.24	9,535.16	93,628.22
	29.1	58.6	2.1	89.8	0.0	8.6	1.6	10.2	100.0
社会教育・文化施設		4,518.98	11,497.04	16,016.02	106.75	2,829.11	571.00	3,506.86	19,522.88
		23.1	58.9	82.0	0.5	14.5	2.9	18.0	100.0
社会体育施設		338.29	421.55	759.84	262.50	5,549.05	48.69	5,860.24	6,620.08
		5.1	6.4	11.5	4.0	83.8	0.7	88.5	100.0
子育て支援施設	717.79	673.42		1,391.21		522.74	2,406.86	2,929.60	4,320.81
	16.6	15.6		32.2		12.1	55.7	67.8	100.0
保健・福祉施設	1,667.49	1,345.70	1,458.01	4,471.20	217.93	595.91		813.84	5,285.04
	31.6	25.5	27.6	84.6	4.1	11.3		15.4	100.0
産業観光施設			91.43	91.43	1,953.46	141.29		2,094.75	2,186.18
			4.2	4.2	89.4	6.5		95.8	100.0
行政系施設	26.49	9,423.94	91.25	9,541.68	704.60	830.58	145.92	1,681.10	11,222.78
	0.2	84.0	0.8	85.0	6.3	7.4	1.3	15.0	100.0
市民総合センター	1,347.72			1,347.72	4,774.41		62.21	4,836.62	6,184.34
	21.8			21.8	77.2		1.0	78.2	100.0
公営住宅			1,353.60	1,353.60					1,353.60
			100.0	100.0					100.0
公園内施設	94.87		131.42	226.29	142.89	84.12	18.64	245.65	471.94
	20.1		27.8	47.9	30.3	17.8	3.9	52.1	100.0
その他		1,561.56	39.74	1,601.30					1,601.30
		97.5	2.5	100.0					100.0
合計	31,115.36	72,723.43	17,054.56	120,893.35	8,172.26	18,571.00	4,760.56	31,503.82	152,397.17
	20.4	47.7	11.2	79.3	5.4	12.2	3.1	20.7	100.0

(注 1) 令和 2 年度末現在。市が建物を借り受けてサービスを行っている施設の面積を含みます。

(注 2) 割合 (%) の合計値は、小数点以下の表記の関係上、全体の値に一致しない場合があります。

(注 3) 複合施設は、その施設が含まれる代表の建物の施設類型に面積を計上しています。そのため、表 3-1 における施設類型別の延床面積とは相違があります。

図 3-6 施設類型別 経過年数別の状況(延床面積構成比)



(注) 割合 (%) の合計値は、小数点以下の表記の関係上、必ずしも 100.0% に一致しない場合があります。

第3項 耐震化の状況

(1) 構造体の耐震化の状況

本市の公共施設の耐震化状況（構造体）は、「武蔵村山市第二次耐震改修促進計画」（令和4年3月改訂）で位置付けられている防災上重要な公共建築物においては全て対応を完了しています。なお、その他の公共施設として、建替え、解体等の施設の在り方を含め検討を要する施設については、防災上重要な公共建築物から除かれています。

表 3-4 防災上重要な公共建築物の耐震化状況

区分	施設	耐震化率
①震災時に消火、避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる建築物	市役所本庁舎、消防団車庫、保健相談センター	100%
②震災時に緊急の救護所又は被災者の一時受入施設となる学校その他これらに準ずる建築物	小学校（校舎、体育館）、中学校（校舎、体育館）、学習等供用施設、福祉会館、老人福祉館、児童館（山王森、さいかち）、市民総合センター、総合体育館	100%
③特定建築物及び特定建築物に準ずる不特定多数の市民が利用する建築物	市民会館、のぞみ福祉園、保育所、温泉施設、歴史民俗資料館、地区集会所、図書館（中久保）	100%

（注） その他公共施設として、大南公園地区集会所、新海道地区集会所、若草集会所、市役所第三庁舎、学校給食センター、旧第二給食センター等の施設があります。

出典：武蔵村山市第二次耐震改修促進計画

(2) 非構造部材の耐震化の状況

非構造部材とは、建物の構造体（柱、梁、壁、床等）以外の部材のことであり、天井材、内・外装材、建具（窓ガラスなど）のほか、設備機器、照明器具、家具等を含めることもあります。建物の構造体の耐震化が進められている一方、近年の大規模な地震では、天井材の落下等、非構造部材の被害が発生しています。さらに、非構造部材の被害は、人的被害だけでなく、避難所の機能を損なうなどの可能性もあり、非構造部材の耐震対策も重要となっています。

本市においても、市民会館における特定天井（6m 超の高さにある一定規模以上の吊り天井）や、学校施設における天井材、窓ガラス等の非構造部材の耐震化対策を順次進めています。

第4項 運営・管理状況

(1) 管理形態

令和2年度時点において、指定管理者制度を導入している施設としては、市民総合センター（保健福祉総合センター）内の施設や市民会館（さくらホール）、総合体育館及び体育施設、温泉施設などがあります。図書館、歴史民俗資料館、児童館、学童クラブなどは市の直営で運営しています。

表 3-5 指定管理者制度の導入施設

No	施設名	施設分類(施設数)
1	市民会館(さくらホール)	社会教育・文化施設(2) ^{※1}
2	緑が丘ふれあいセンター(以下を一括) ・緑が丘コミュニティセンター ・男女共同参画センター ・第一老人福祉館	
3	総合体育館及び体育施設(以下を一括) ・野山北公園プール ・総合運動公園運動場 ・野山北公園運動場 ・雷塚公園野球場 ・大南公園野球場 ・雷塚公園庭球場 ・大南公園庭球場 ・三ツ木庭球場	社会体育施設(1) ^{※1}
4	つみき保育園 ^{※2}	子育て支援施設(1)
5	緑が丘高齢者在宅サービスセンター	保健・福祉施設(9)
6	緑が丘地域包括支援センター	
7	南部地域包括支援センター ^{※3}	
8	訪問看護ステーション ^{※3}	
9	のぞみ福祉園	
10	精神障害者地域活動支援センター ^{※3}	
11	身体障害者福祉センター ^{※3}	
12	障害者地域自立生活支援センター ^{※3}	
13	ボランティア・市民活動センター ^{※3}	
14	温泉施設(村山温泉「かたくりの湯」)	産業観光施設(1)

※1 緑が丘ふれあいセンター、総合体育館及び体育施設をそれぞれ一つとしてカウントしています。

※2 つみき保育園は、令和4年度に民間へ移譲する予定です。

※3 市民総合センター（保健福祉総合センター）内の施設です。

出典：所管課資料

(2) 施設の複合化や併設の状況

施設の複合化（複合施設）とは、異なる公共施設が同一の建物内に配置されている状態を意味します。本市では、市民総合センターや緑が丘ふれあいセンターといった大規模な施設のほか、小学校の校舎内に設置されている学童クラブや、地区会館・地区図書館・地区児童館及び児童館に併設された学童クラブ等の地域住民の利用のための施設が複合化されています。

異なる公共施設が、同一敷地内に配置されているが建物は別棟である場合は、併設施設として扱っています。

表 3-6 施設の複合化や併設の状況

No.	複合施設名称(代表)	複合施設内の施設				建物延床面積(m ²)	複合・併設の別
		中分類	細分類	施設名称	施設延床面積(m ²)		
1	第一小学校	学校	小学校	第一小学校	4,854.67	4,854.67	併設
		児童施設	学童クラブ	本町学童クラブ	292.14		
2	第二小学校	学校	小学校	第二小学校	4,913.93	5,041.83	複合
		児童施設	学童クラブ	三ツ木学童クラブ	127.90		
3	小中一貫校大南学園第七小学校	学校	小学校	小中一貫校大南学園第七小学校	6,560.40	7,232.99	複合
		社会教育・集会施設	公民館	公民館	491.54		
		児童施設	学童クラブ	西大南学童クラブ第一	90.00		
		児童施設	学童クラブ	西大南学童クラブ第二	91.05		
4	第九小学校	学校	小学校	第九小学校	5,164.70	5,164.70	併設
		児童施設	学童クラブ	学園学童クラブ	221.72		
5	第十小学校	学校	小学校	第十小学校	6,233.52	6,233.52	併設
		児童施設	学童クラブ	中原学童クラブ	225.24		
6	雷塚小学校	学校	小学校	雷塚小学校	8,600.58	8,600.58	併設
		児童施設	学童クラブ	雷塚学童クラブ	259.20		
7	雷塚図書館	図書館	図書館	雷塚図書館	421.89	886.71	複合
		社会教育・集会施設	地区会館	雷塚地区会館	464.82		
8	中久保図書館	図書館	図書館	中久保図書館	210.83	294.00	複合
		社会教育・集会施設	公民館	公民館中久保分館	83.17		
9	中藤地区会館	図書館	図書館	中藤地区図書館	455.22	1,425.78	複合
		社会教育・集会施設	地区会館	中藤地区会館	514.99		
		児童施設	児童館	中藤地区児童館	383.90		
		児童施設	学童クラブ	中藤学童クラブ	71.67		
10	三ツ木地区会館	図書館	図書館	三ツ木地区図書館	523.61	1,442.64	複合
		社会教育・集会施設	地区会館	三ツ木地区会館	919.03		

No.	複合施設名称(代表)	複合施設内の施設				建物延床面積(m ²)	複合・併設の別
		中分類	細分類	施設名称	施設延床面積(m ²)		
11	大南地区会館	図書館	図書館	大南地区図書館	553.61	1,742.61	複合
		社会教育・集会施設	地区会館	大南地区会館	669.94		
		児童施設	児童館	大南地区児童館	437.30		
		児童施設	学童クラブ	大南学童クラブ	81.76		
12	残堀・伊奈平地区会館	図書館	図書館	残堀・伊奈平地区図書館	660.05	1,746.19	複合
		社会教育・集会施設	地区会館	残堀・伊奈平地区会館	561.28		
		児童施設	児童館	残堀・伊奈平地区児童館	389.23		
		児童施設	学童クラブ	残堀・伊奈平学童クラブ第一	81.26		
		児童施設	学童クラブ	残堀・伊奈平学童クラブ第二	54.37		
13	さいかち公園地区集会所	社会教育・集会施設	集会所	さいかち公園地区集会所	130.00	260.00	複合
		備蓄倉庫	災害対策用備蓄倉庫等	さいかち公園災害対策用資材センター	130.00		
14	緑が丘ふれあいセンター	-	-	緑が丘ふれあいセンター(共用部分)	369.66	1,957.54	複合
		社会教育・集会施設	コミュニティセンター	緑が丘コミュニティセンター	815.80		
		社会教育・集会施設	男女共同参画センター	男女共同参画センター	300.52		
		高齢福祉施設	老人福祉館	第一老人福祉館	471.56		
15	山王森児童館	児童施設	児童館	山王森児童館	333.32	439.82	複合
		児童施設	学童クラブ	山王森学童クラブ	106.50		
16	さいかち児童館	社会教育・集会施設	公民館	公民館さいかち分館	617.00	1,893.00	複合
		児童施設	児童館	さいかち児童館	666.00		
		児童施設	学童クラブ	さいかち学童クラブ	133.00		
		高齢福祉施設	老人福祉館	さいかち老人福祉館	477.00		
17	福社会館	児童施設	児童館	お伊勢の森児童館	293.02	1,667.49	複合
		児童施設	ちいろば教室	ちいろば教室	105.26		
		高齢福祉施設	福社会館	福社会館	1,269.21		
18	緑が丘高齢者サービスセンター	高齢福祉施設	高齢者在宅サービスセンター	緑が丘高齢者在宅サービスセンター	459.48	595.91	複合
		高齢福祉施設	地域包括支援センター	緑が丘地域包括支援センター	136.43		

No.	複合施設名称(代表)	複合施設内の施設				建物延床面積(m ²)	複合・併設の別
		中分類	細分類	施設名称	施設延床面積(m ²)		
19	市役所庁舎	社会教育・集会施設	地区会館	中部地区会館	763.97	9,366.44	複合
		庁舎等	市役所	市役所庁舎	8,523.20		
		消防施設	消防団車庫	第四分団車庫	79.27		
20	保健福祉総合センター	その他子育て支援施設	子ども・子育て支援センター	子ども・子育て支援センター	750.22	4,326.78	複合
		高齢福祉施設	地域包括支援センター	南部地域包括支援センター	129.93		
		高齢福祉施設	訪問看護ステーション	訪問看護ステーション	89.22		
		障害福祉施設	精神障害者地域活動支援センター	精神障害者地域活動支援センター	52.37		
		障害福祉施設	身体障害者福祉センター	身体障害者福祉センター	961.92		
		障害福祉施設	障害者地域自立生活支援センター	障害者地域自立生活支援センター	30.05		
		その他福祉施設	ボランティアセンター	ボランティア・市民活動センター	295.32		
市民総合センター	保健福祉総合センター	保健福祉総合センター(事務スペース・共用部分)	2,017.75				
21	教育センター	その他教育施設	教育相談室	教育相談室	114.28	1,857.56	複合
		その他教育施設	適応指導教室	適応指導教室	174.72		
		社会教育・集会施設	その他集会施設	生涯学習活動室	390.18		
		市民総合センター	教育センター	教育センター(事務スペース・共用部分)	1,178.38		

出典：公有財産台帳（令和3年3月末）、所管課資料

第5項 建築系公共施設の維持管理・更新等経費

平成28年度から令和2年度までの5年間における建築系公共施設の維持管理・更新等に係る経費の実績は、年間の平均額が約14.5億円でした。

内訳は、金額の大きい順から、工事費が約7.2億円、建物管理にかかる委託費及び人件費が合わせて約4.2億円、光熱水費が約2億円、敷地や建物及び設備の借上料などが約0.7億円、修繕費が約0.5億円となっています。

工事費は、施設・設備の改修や、建物の解体及び新設の費用です。工事費を除く維持管理経費の年平均額は、約7.3億円となっています。

表 3-7 建築系公共施設の維持管理・更新等経費(費目別)

(単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	5か年平均
工事費	407	896	711	440	1,145	720
修繕費	52	46	47	49	41	47
光熱水費	193	207	210	194	184	197
建物管理委託費 ^{※1}	393	397	412	402	340	389
建物管理人件費 ^{※2}	25	26	28	29	29	27
使用料及び賃借料 ^{※3}	61	58	63	75	82	68
合計	1,131	1,631	1,471	1,188	1,822	1,449
合計 (工事費を除く。)	724	735	760	748	676	729

出典：公共施設調査票

※1 建物管理委託費には、保守点検、警備、清掃、剪定、除草、管理運営等の費用及び指定管理委託費（うち建物管理に係る費用分）が含まれます。

※2 建物管理人件費は、主に建物管理、警備、受付、清掃等に係る職員経費です。

※3 使用料及び賃借料は、敷地、建物、建物附属設備に係る借上料を計上しています。

(注) 内訳の合計は、表示単位の関係上、合計数値と一致しない場合があります。

第2節 土木系公共施設

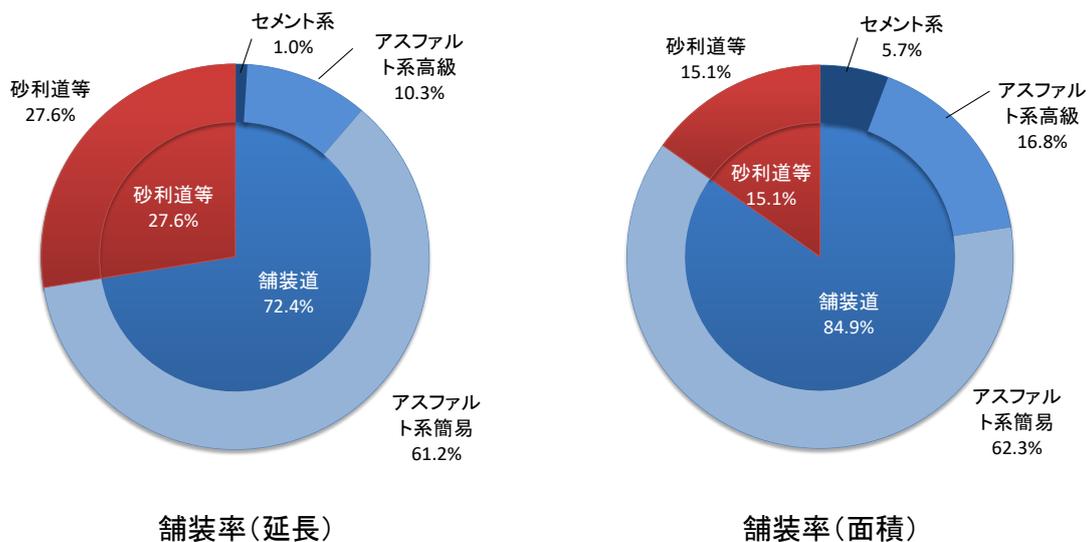
第1項 道路

市道は、令和2年度末時点において総延長約253km、道路面積は1,282,128㎡を敷設しています。舗装率は84.9%（面積ベース）であり、このうち62.3%がアスファルト系簡易舗装です。近年では、道路舗装の計画的な維持管理を行うため、路面性状調査等を行い、舗装の損傷状況の把握に努めています。

表 3-8 道路(市道)の舗装種別延長・面積

舗装種別		合計	
舗装道	セメント系	延長(m)	2,539
		面積(㎡)	73,523
	アスファルト系高級	延長(m)	26,036
		面積(㎡)	215,396
	アスファルト系簡易	延長(m)	154,794
		面積(㎡)	799,331
小計	延長(m)	183,369	
	面積(㎡)	1,088,250	
砂利道等	延長(m)	69,732	
	面積(㎡)	193,878	
合計	延長(m)	253,101	
	面積(㎡)	1,282,128	
舗装率	延長	72.4%	
	面積	84.9%	

図 3-7 舗装状況



出典：事務報告書（令和2年度）

(注1) 延長、面積には橋梁・トンネルを含んでいます。

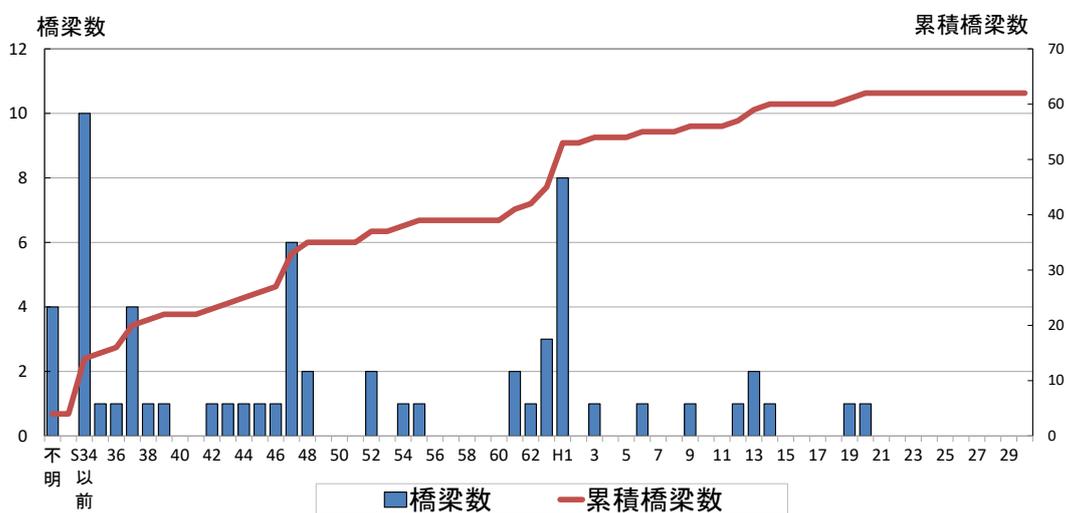
(注2) 割合(%)の合計値は、小数点以下の表記の関係上、100.0%に一致しない場合があります。

第2項 橋梁

橋梁は、令和2年度末時点において総延長513m、橋梁数62橋となっています。建設年度別における架設年の推移をみると、市内で最も古い橋梁である薬師橋や日吉橋は大正10年に建設されています。また、昭和47年、平成元年に集中して多くの橋梁が整備されました。

平成25年度には、橋梁長寿命化修繕事業（橋梁点検事業）の結果に基づき老朽化した橋梁の維持管理に対応するため、長寿命化修繕計画を策定し、平成30年度に改訂を行いました。現在の本市における橋梁の維持管理はこれまでの対症療法的な管理から計画的な管理へと転換されました。今後、この計画的な管理を継続させるために点検、診断、補修・補強、記録管理など、市の維持管理体制の確立も含めたマネジメントサイクルを確立していきます。

図 3-8 橋梁数の推移



出典：橋梁長寿命化修繕計画（平成31年3月）

第3項 トンネル

東京都の散策路「武蔵野の道」の1コースにもなっている軽便鉄道跡にかかるトンネルを市が維持管理しています。延長540m、面積2,143m²でトンネル数は4か所です（令和2年度末時点）。昭和の初めに築造され、現在は自転車のトンネルとして親しまれています。平成29年度に実施したトンネルの健全度調査では、前回調査（平成23年度）からの大きな変状や緊急的な修繕の必要な箇所はないものの、漏水箇所が多く見られている状態です。築造から90年以上を経過しており、おおむね5年ごとに定期的な健全度調査を実施しています。

第4項 下水道

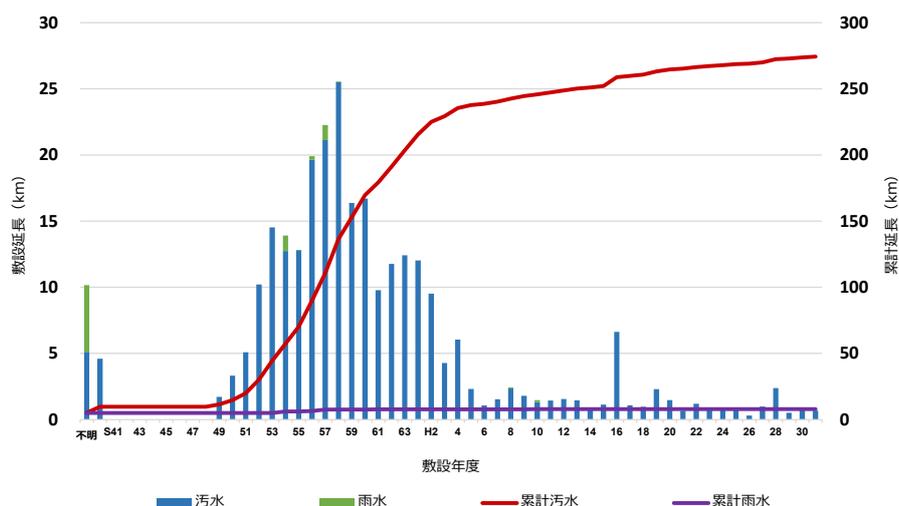
本市の公共下水道（污水）は、昭和 54 年度に西部地区の多摩川流域多摩川上流処理区が、昭和 60 年に東部地区の荒川右岸 東京流域荒川右岸処理区が供用開始となりました。昭和 52 年から平成 2 年頃までに急速に整備が進み、令和 2 年度末時点の管渠延長は約 268 kmに達しています。また、平成 12 年度には汚水処理人口普及率¹は 100%となりました。

表 3-9 下水道の整備状況

整備状況	区分	汚 水			雨 水
		多摩川流域 事業認可区域 (608.37ha)	荒川右岸東京流 域事業認可区域 (580.97ha)	合 計 (1,189.34ha)	事業認可区域 (440.56ha)
面 積 (ha)		597.66	562.28	1,159.94	—
管 渠 延 長 (m)		138,026.94	129,561.39	267,588.33	7,888.61
進 捗 率 (%)		98.2	96.8	97.5	—

出典：事務報告書（令和 2 年度）

図 3-9 下水道管渠の敷設年度別状況（延長）



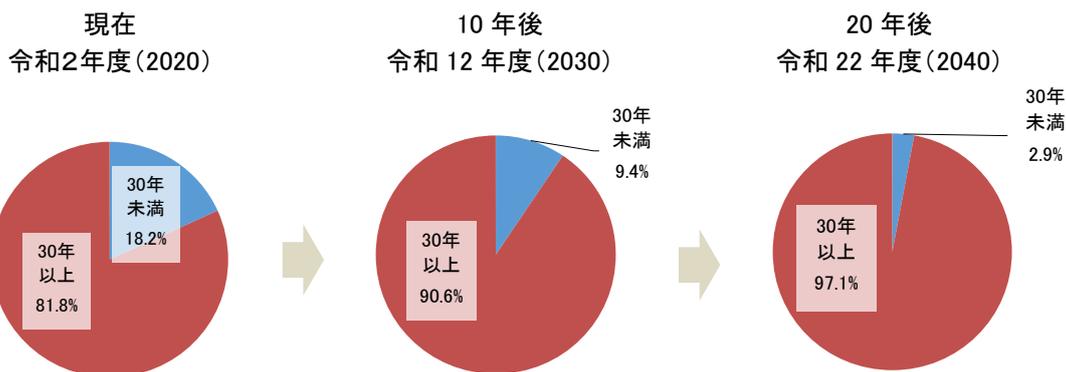
出典：管渠延長調査（令和 2 年 3 月 31 日時点）

管渠の標準的耐用年数は 50 年とされており、敷設後 30 年を経過すると老朽化等による道路陥没事故等の危険性が高まるとされています。本市の管渠は令和 2 年度時点で 30 年を経過した管渠は 81.8%となっており、20 年後の令和 22 年度には 97.1%が 30 年を経過することになります²。下水道施設は、今後大量の更新を迎えることが予測され、その資金を確保し、施設を健全な状態で次世代に引き継ぐために、計画的な更新・維持管理の実践と健全な下水道経営の必要性が高まっています。本市では、平成 22 年度に下水道プランを策定し、平成 30 年度には下水道ストックマネジメント実施方針及び下水道ストックマネジメント計画を策定しています。

¹ 汚水処理人口普及率＝各種生活排水処理施設の処理区域内人口（浄化槽については設置済み人口）÷行政人口×100

² 下水道管渠のうち 10.16km（全体の約 3.6%）は敷設年度不明のため、割合に含まれていません。

図 3-10 敷設後 30 年以上となる下水道管渠の状況(延長割合)



出典：管渠延長調書
(令和2年3月31日時点)

第5項 公園

本市は、令和2年度末現在で86の公園を有しており、総面積は287,428.88㎡となっています。

面積が100㎡以上2,500㎡未満の公園が、公園数全体の72.1%を占めており、身近で小規模な公園が大半を占めています。

50,000㎡を超える大規模な公園は、総合運動公園、大南公園があげられます。

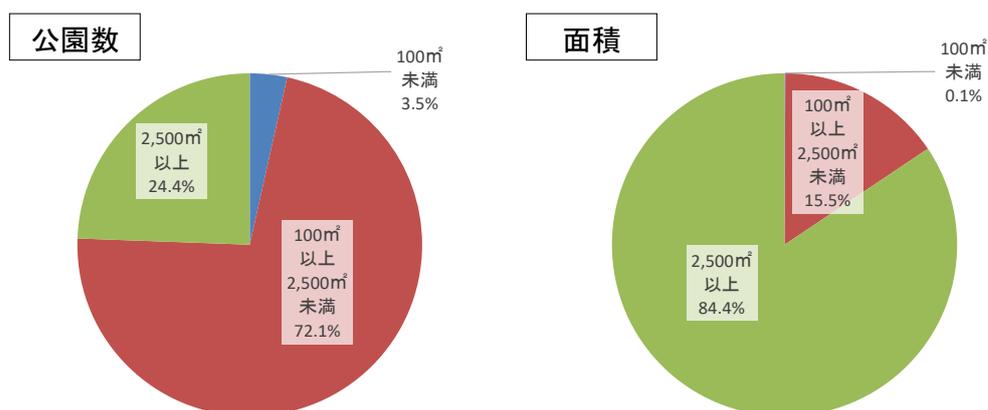
さらに市内には大規模な都立公園（野山北・六道山公園、中藤公園）が存在し、都立公園の市内の面積は1,027,206.98㎡です。

表 3-10 公園の種類別数量

公園種別	公園数	面積(㎡)
都市公園	18	220,235.75
児童遊園	49	28,810.86
地域運動場	3	11,851.41
運動広場	9	11,316.48
残堀川親水緑地広場	7	15,214.38
合計	86	287,428.88

出典：事務報告書(令和2年度)

図 3-11 面積別公園数と全面積に占める割合



本市では、平成 27 年度に都市公園の公園施設長寿命化計画を策定済みであり、今後、計画的な管理を実施していきます。

また、都市公園を含む市が直接管理している全ての公園施設の安全確保のため巡視・点検・修繕・補修・更新業務を実施していますが、多くの公園施設を保有しているため、限られた職員や財源の中で、計画的な補修・更新や適切な管理体制の構築などについて十分検討していく必要があります。

第6項 土木系公共施設の維持管理・更新等経費

平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間ににおける土木系公共施設の維持管理・更新等に係る経費の実績は、年間の平均額が約 6.5 億円でした。

内訳は、金額の大きい順から、工事費が約 3.1 億円、施設管理委託費が約 2.3 億円、用地等の取得に係る公有財産購入費が約 0.4 億円、公園や運動場等の敷地の借上げに係る使用料及び賃借料が約 0.4 億円、光熱水費が約 0.3 億円、修繕費が約 500 万円となっています。

工事費は、道路の補修・改良、公園遊具の改修、下水道管の改築やマンホールの調整費等となっています。

表 3-11 土木系公共施設の維持管理・更新等経費(費目別)

(単位：百万円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	5か年平均
工事費	402	331	225	292	295	309
修繕費	5	8	6	2	5	5
光熱水費	22	24	30	34	25	27
施設管理委託費 ^{※1}	221	212	248	253	236	234
使用料及び賃借料 ^{※2}	37	37	36	36	36	37
公有財産購入費 ^{※3}	16	66	85	27	3	40
合計	704	678	630	644	602	652
合計(工事費、公有財産購入費除く。)	285	282	320	325	303	303

出典：決算資料より集計

※1 施設管理委託費には、保守点検、清掃、剪定、除草、管理運営等の費用が含まれます。

※2 使用料及び賃借料は、敷地に係る借上料を計上しています。

※3 公有財産購入費は、施設用地の取得費用です。

(注1) 内訳の合計は、表示単位の関係上、合計数値と一致しない場合があります。

(注2) 道路附属物に係る費用を含みます。

(注3) 施設管理に係る職員人件費は含んでいません。

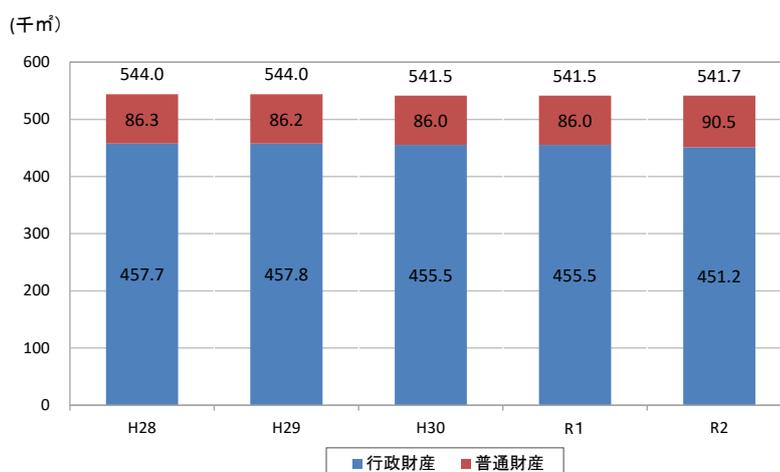
第3節 土地

令和2年度末時点で市が所有する土地は、約542千㎡であり、平成28年度からの推移で見ると横ばいに推移しています。

内訳の推移としては、行政財産の土地と普通財産の土地のいずれについても、ほぼ横ばいに推移しています。

今後も、普通財産として管理されている土地の活用方法について検討を行い、有効かつ適正な活用を行う必要があります。

図 3-12 市有地の面積推移



出典：財産に関する調書

第4節 有形固定資産減価償却率の推移

減価償却とは、時を経るにつれて価値が減っていく資産について、価値の減少を反映させる会計処理のことで、減価償却累計額が大きいほど、資産を取得してからの経過年数が長いことを表します。このため、有形固定資産減価償却率³が100%に近いほど、老朽化が進んでいると言えます。⁴

本市の所有資産全体⁵の有形固定資産減価償却率は、58%台で横ばいに推移しています。なお、多摩26市の所有資産全体の有形固定資産減価償却率の平均⁶は約61.2%（平成30年度）です。

施設類型別（令和元年度決算時点）では、図書館、児童館、認定こども園・幼稚園・保育所で90%を超えており、老朽化が進んでいます。

³ 有形固定資産減価償却率＝減価償却累計額÷取得価額

⁴ 有形固定資産減価償却率や減価償却累計額は、直ちに、必要な施設の更新等や将来の財政負担の発生を示すものではありません。

⁵ 建物及び工作物。土地、物品等を除きます。

⁶ 公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表（令和2年3月31日現在）（総務省）を参考に算出

表 3-12 有形固定資産減価償却率の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
所有資産全体	58.9%	58.2%	58.5%	58.8%

出典：企画政策課資料

表 3-13 施設類型別の有形固定資産減価償却率

(単位：千円)

施設類型	取得価額	減価償却累計額	有形固定資産減価償却率
図書館	86,310	81,407	94.3%
児童館	74,633	70,385	94.3%
認定こども園・幼稚園・保育所	62,691	57,215	91.3%
庁舎	1,187,808	978,323	82.4%
保健センター・保健所	201,095	151,334	75.3%
市民会館	2,103,618	1,526,916	72.6%
消防施設	240,485	171,168	71.2%
学校施設	9,316,980	6,303,909	67.7%
公営住宅	240,969	160,658	66.7%
公民館	67,638	38,620	57.1%
福祉施設	643,798	330,247	51.3%
体育館・プール	1,503,321	627,069	41.7%
橋梁・トンネル	673,103	392,554	58.3%
道路	7,644,458	3,113,817	40.7%
所有資産全体	29,193,647	17,164,909	58.8%

出典：企画政策課資料（令和元年度）

- (注1) 施設類型は財政状況資料集（総務省）上での分類であり、本計画における施設類型とは異なります。
- (注2) 所有資産全体は、固定資産台帳上の事業用資産及びインフラ資産の合計を指します（土地、物品等は除きます）。表中の施設類型に分類されないその他の施設（公園トイレ等）の建物及び工作物を含むため、各施設類型の合計とは一致しません。
- (注3) 下水道事業の資産は公営企業会計の固定資産として別途管理しているため、本節の有形固定資産には含まれません。

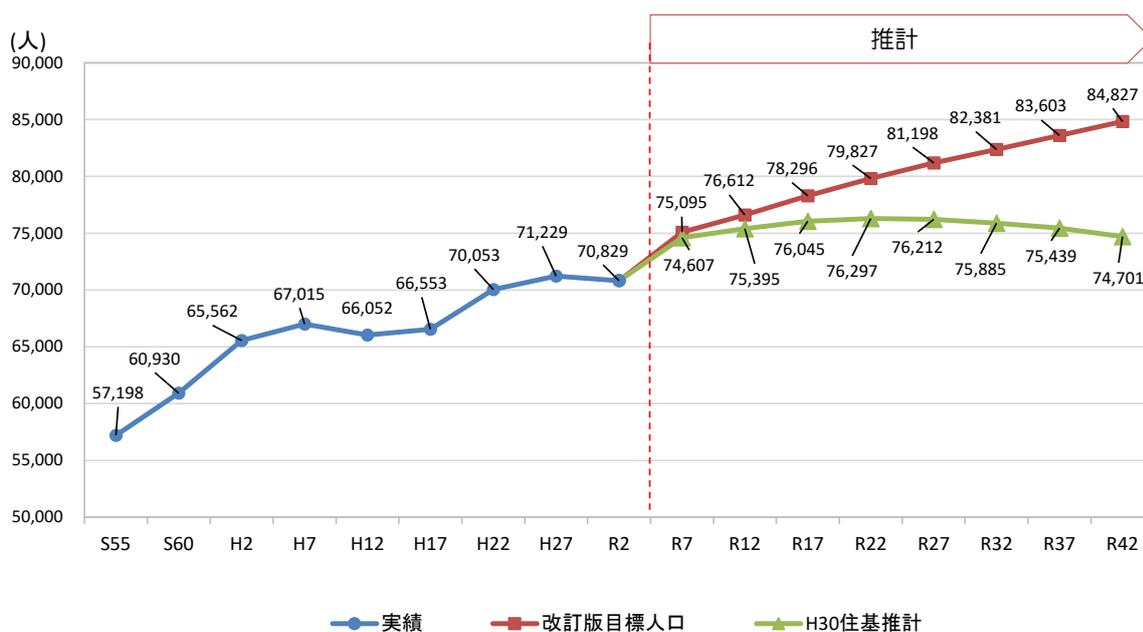
第5節 人口

第1項 人口の推移と将来推計

本市の総人口は、昭和55年には57,198人でしたが、令和2年には70,829人に達しています。

「武蔵村山市第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口の将来展望（以降「改訂版人口ビジョン」といいます。）で掲げる目標人口（以降「改訂版目標人口」といいます。）によると、本市の人口は今後も増加傾向が続き、令和42年には人口が84,827人になる見込みです。一方で、住民基本台帳に基づき平成30年度までの人口に基づいて実施した推計（以降「H30住基推計」といいます。）では、令和23年に76,308人で人口が最大となり、その後緩やかに減少傾向となり、令和42年には74,701人となる見込みです。これらのことから、今後の施策の取組状況等によって、将来人口の見通しには幅があると言えます。

図 3-13 人口推移と将来推計



出典：昭和55年から令和2年までは国勢調査。
令和7年以降は改訂版人口ビジョンによる。

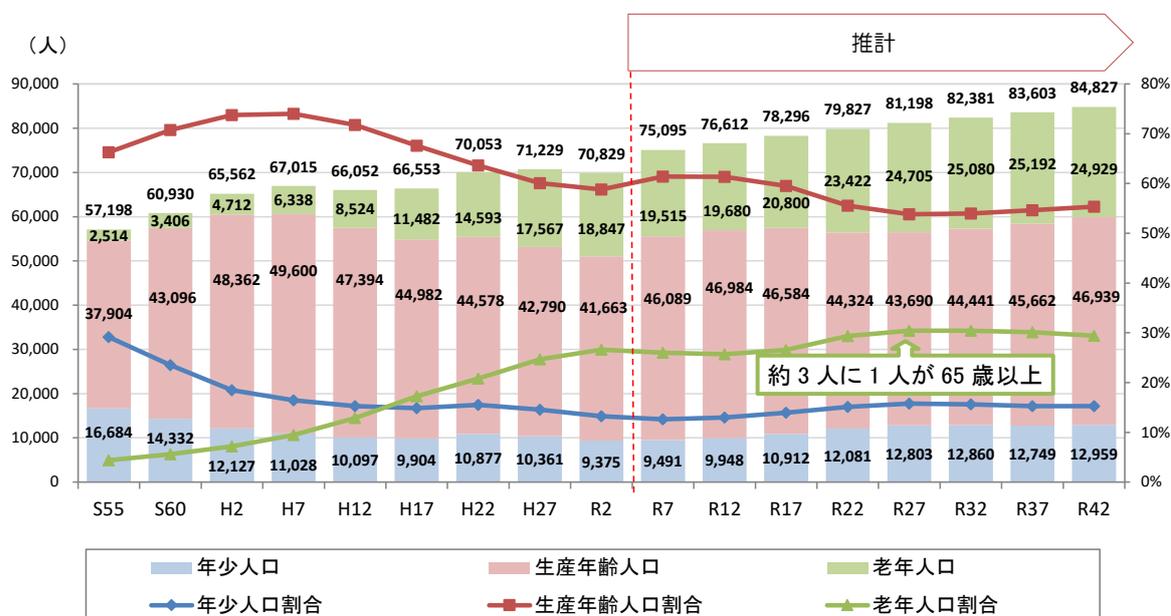
第2項 年齢三区分別の推移と将来推計

年齢三区⁷の人口をみると、年少人口は昭和55年には16,684人でしたが、令和2年には9,375人まで減少しています。改訂版目標人口（図3-14 年齢三区分構成別人口の推移と将来推計（改訂版目標人口）参照）による年少人口は、令和7年以降は微増を続け、令和42年には約13,000人に増加する見込みです。生産年齢人口は、昭和55年以降はおおむね増加傾向にありましたが、日産自動車（株）村山工場の撤退後は減少を続けており、令和2年は41,663人となっています。令和2年以降は若干の増減を繰り返しながら、令和42年には約47,000人となる見込みです。老年人口は、昭和55年には2,514人でしたが、令和2年には18,847人まで増加しています。これ以降も増加を続け、令和37年には約25,000人でピークを迎えます。

一方で、H30住基推計（図3-15 年齢三区分構成別人口の推移と将来推計（H30住基推計）を参照）では、令和42年に年少人口が約9,000人、生産年齢人口が約41,000人といずれも減少傾向にあります。老年人口の推移には大きな違いはありません。

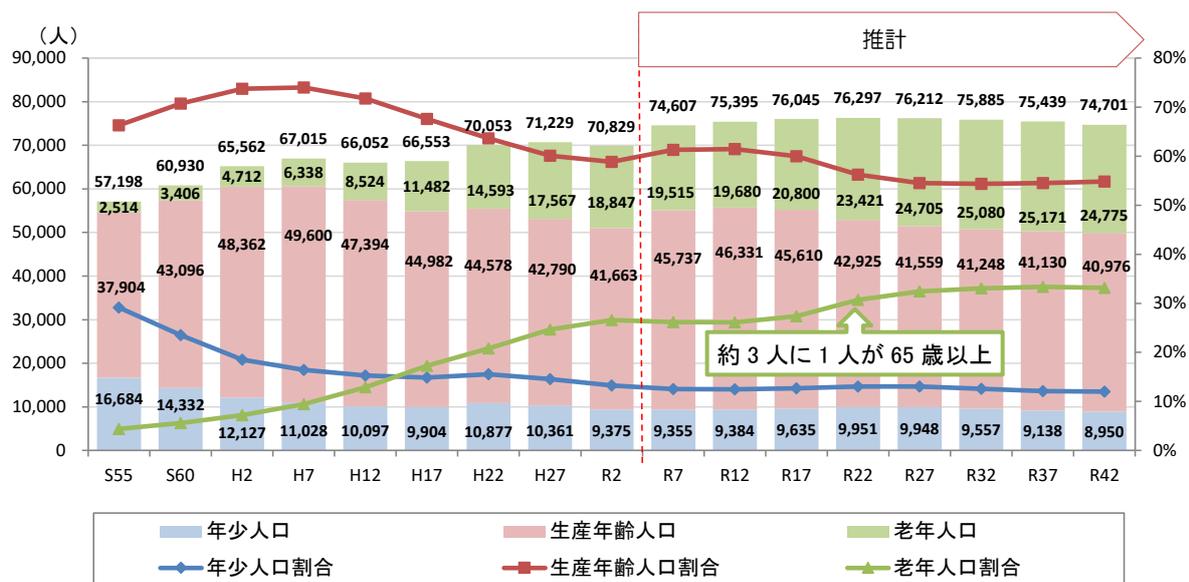
年齢三区別の人口構成比をみると、令和2年時点の老年人口割合は26.6%ですが（市民の約4人に1人が65歳以上）、改訂版目標人口（図3-14 年齢三区分構成別人口の推移と将来推計（改訂版目標人口）参照）では、25年後の令和27年には30.4%（市民の約3人に1人が65歳以上）となる見込みです。また、H30住基推計（図3-15 年齢三区分構成別人口の推移と将来推計（H30住基推計）を参照）では、年少人口と生産年齢人口の減少により、老年人口割合は改訂版目標人口よりも速く上昇し、令和22年には市民の約3人に1人が65歳以上となる見込みです。

図3-14 年齢三区分構成別人口の推移と将来推計（改訂版目標人口）



⁷ 0歳から14歳までを年少人口、15歳から64歳までを生産年齢人口、65歳以上を老年人口と区分します。

図 3-15 年齢三分構成別人口の推移と将来推計(H30 住基推計)



出典：昭和 55 年から令和 2 年までは国勢調査。
令和 7 年以降は改訂版人口ビジョンによる。

第3項 地区別の人口

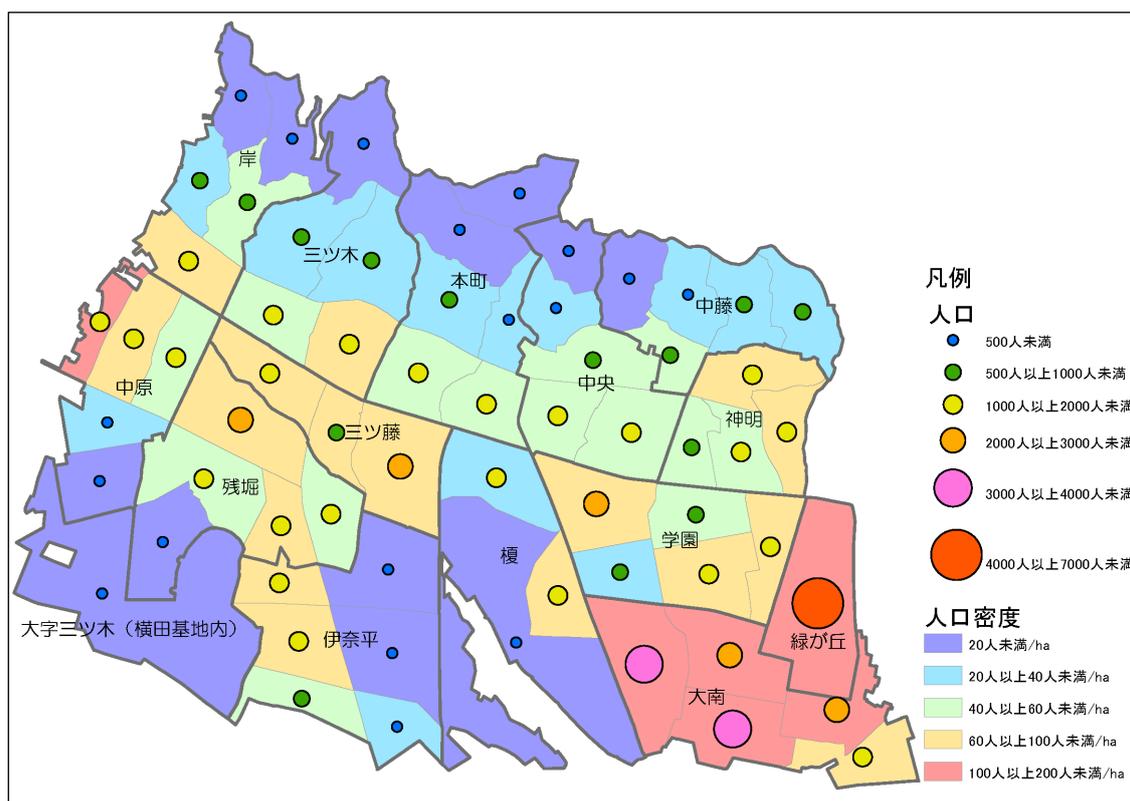
(1)地区別の人口総数及び人口密度

本市は、古くから青梅街道沿いを中心に住宅地域が形成されてきました。その後、昭和30～40年代に入ると、緑が丘の都営団地や大南などの南東部に住宅地域が形成されていきました。近年では、南西部にも住宅地域が広がっています。

特に人口が多い地区としては、都営村山団地が集積している緑が丘、戸建住宅が区画整然と建ち並ぶ三ツ藤や大南を挙げることができます。また、瑞穂町と接する中原は住宅開発がなされており、人口密度が高くなっています。

なお、榎には日産自動車村山工場跡地が存在するため、現時点においては人口及び人口密度とも低い値となっていますが、今後のまちづくりの進展によって土地利用は大きく様変わりする可能性があります。

図 3-16 町丁目別の人口総数及び人口密度



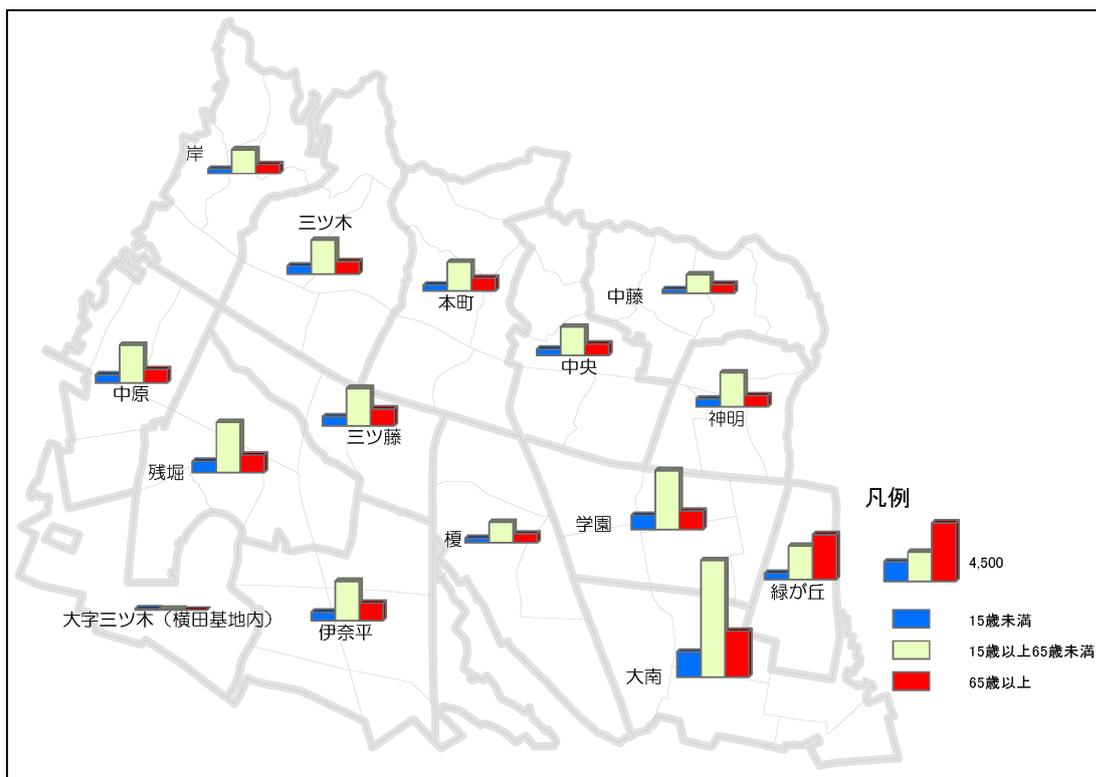
出典：住民基本台帳（令和3年3月31日）を基に作成

(2) 地区別の年齢階層別構成

緑が丘に位置する村山団地は、昭和 39 年度から昭和 41 年度にかけて 5,260 戸建設された都内最大の都営団地としてスタートしました。入居開始から 50 年以上が経過し、団地内での高齢化が進んでいます。そのため市内の他の地区と比較しても老年人口が際立って多い状況です。

大南は多摩都市モノレールの桜街道駅や玉川上水駅から徒歩圏に位置していますが、生産年齢人口が多いことが特徴として表れています。

図 3-17 地区別の年齢階層別構成



出典：住民基本台帳（令和 3 年 3 月 31 日）

第6節 財政

第1項 普通会計

(1) 歳入の推移

本市の普通会計⁸における歳入は、平成26年度以降は280億円を超える規模の財政運営を行っています。自主財源と依存財源の関係では、依存財源が自主財源を上回る状態が続いています。市税収入は、100億円前後で安定的に推移しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として特別定額給付金給付事業を実施する財源として国庫補助金が交付されたこと等により、歳入が大幅に増加し、国庫支出金の割合が高くなっています。

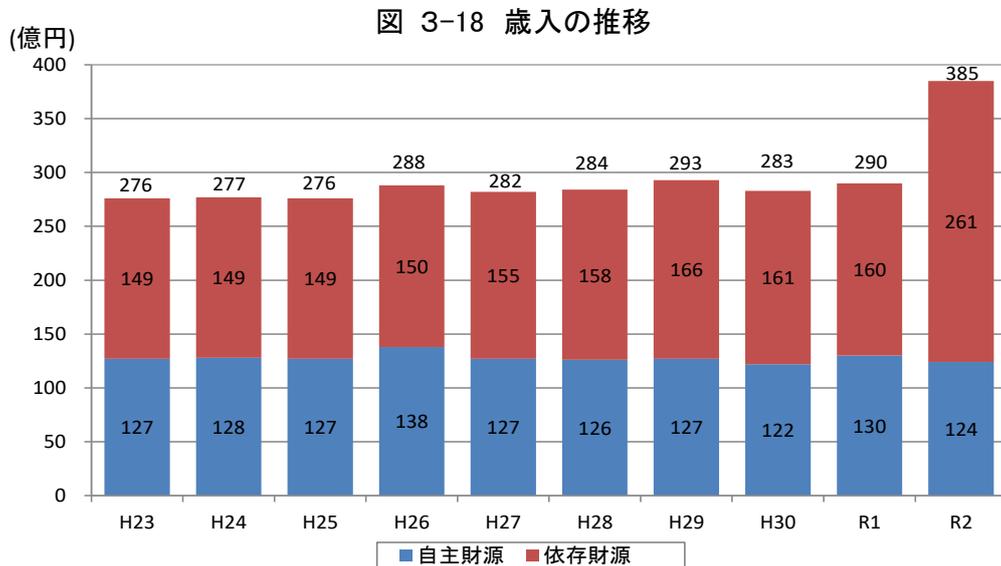
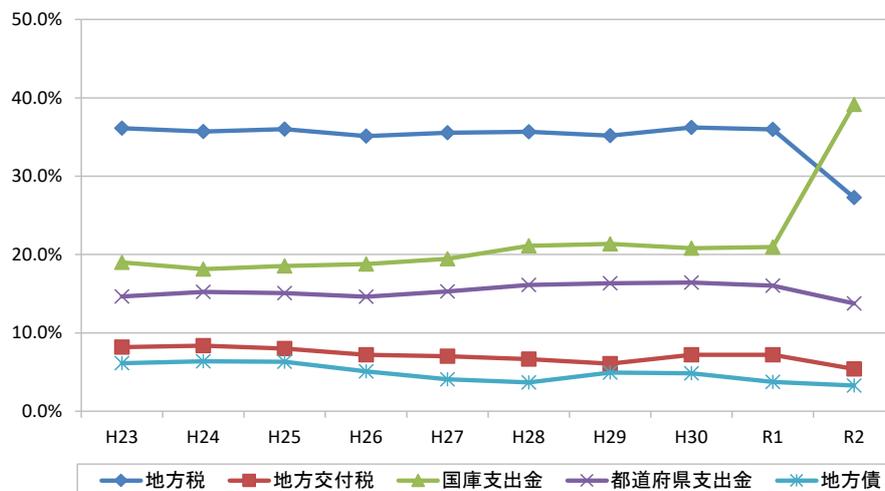


図 3-19 主要歳入の項目別割合の推移



出典：決算カード

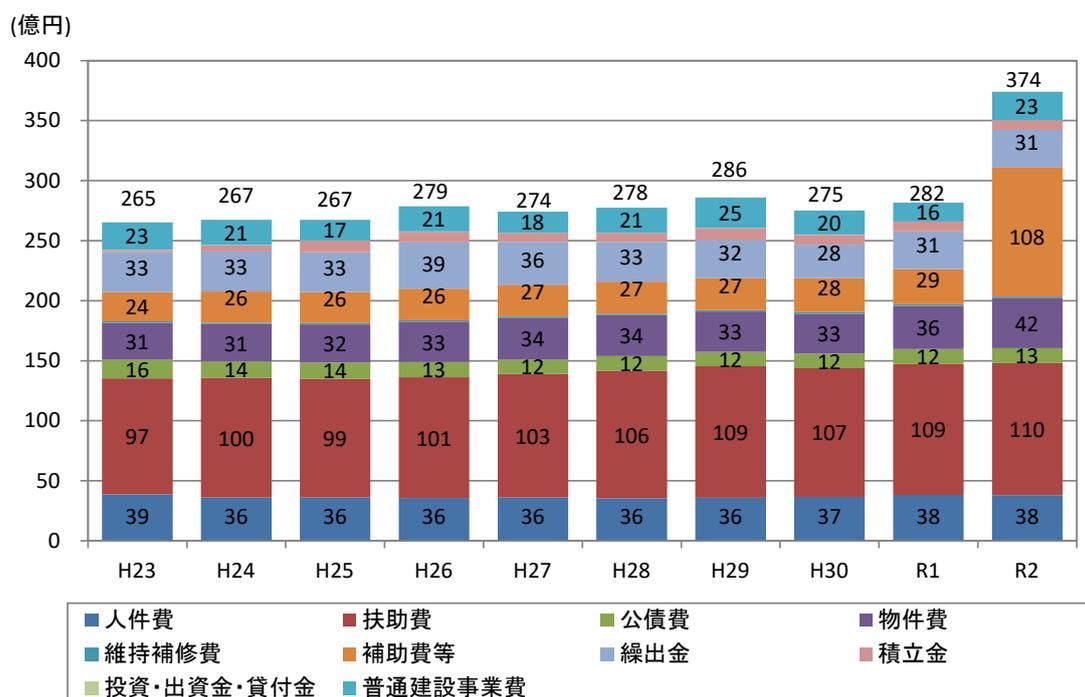
⁸ 総務省で定める基準により、一般会計と特別会計（公営企業会計等を除く。）を合算し、重複額等を控除した決算統計上の会計手法

(2) 歳出の推移(性質別)

本市の普通会計における歳出を性質別にみると、おおむね一定の割合で推移していますが、社会保障費関連の扶助費は微増傾向が続いており、令和2年度には110億円となっています。繰出金は30億円を超えています。平成26年度以降、若干の減少傾向にあります。

令和2年度には、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として特別定額給付金給付事業を実施したことにより、補助費等の割合が大幅に増加しています。

図 3-20 歳出の推移(性質別)



出典：決算カード

(3) 普通建設事業費の推移

普通建設事業費は、直近10年間の平均では約20.5億円となりますが、年度によって大きな増減があります。

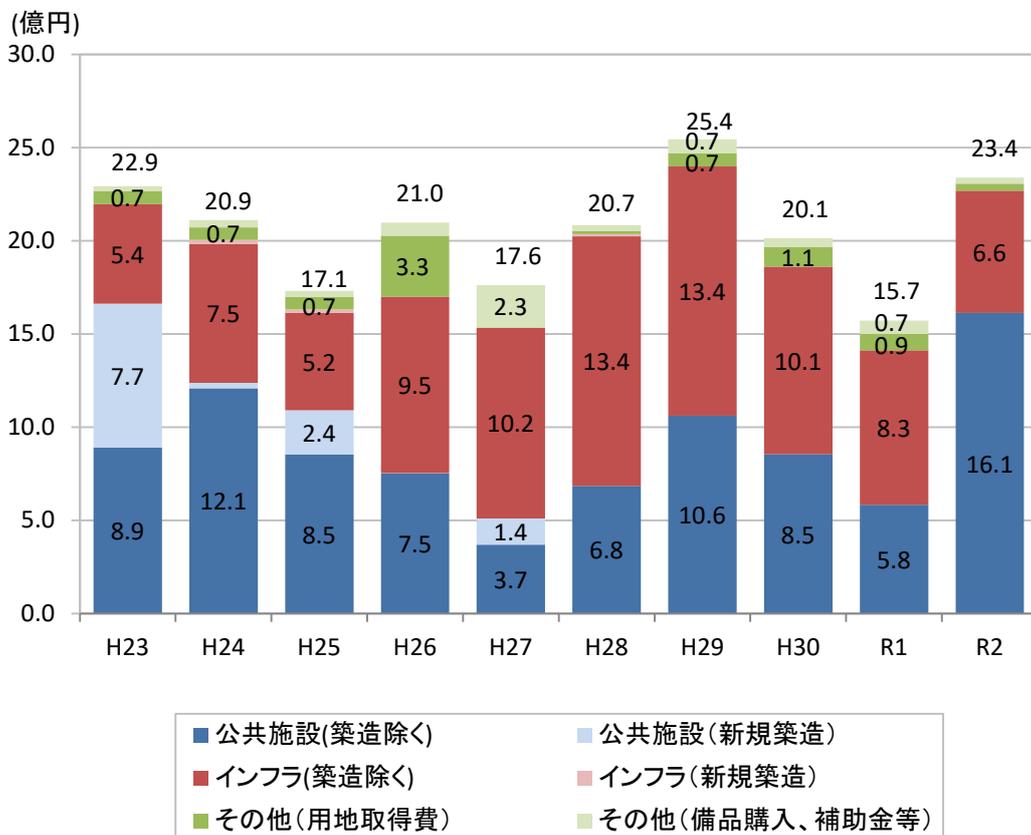
建築系の「公共施設」関係では、平成23年度から平成27年度にかけて大幅に減少しています。平成28年度以降は、築造を除く修繕や改修費用のみが占めている状態です。令和2年度は、空調設置や窓枠建具改修事業など、学校施設の改修を集中して実施しました。

道路整備等に充当される「インフラ」関係では、平成25年度まではおおむね5億円前後で推移していましたが、平成26年度以降は都市核地区土地区画整理事業等の支出の関係により、10億円前後で推移しています。

平成23年度から平成27年度までの年平均は、普通建設事業費全体では約20億円/年、用地取得費等を除くと建築系では約10.5億円/年、土木系では約7.6億円/年の合計約18億円/年です。

平成28年度から令和2年度までの年平均は、普通建設事業費全体で約21億円/年、用地取得費等を除くと建築系で約9.6億円/年、土木系で約10.4億円/年の合計約20億円/年となります。

図 3-21 普通建設事業費の推移(内訳)



出典：所管課資料

第2項 下水道事業会計

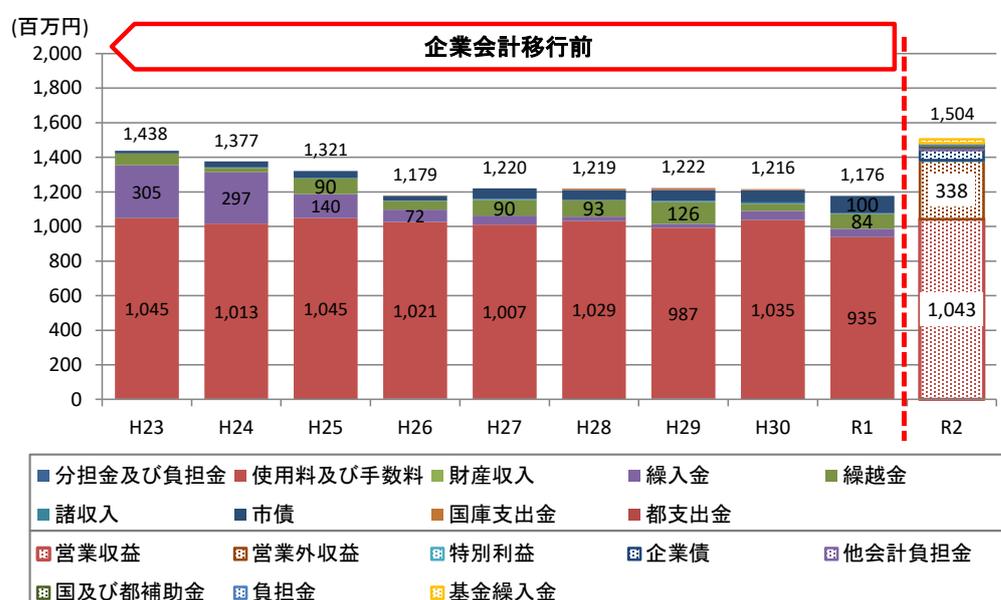
下水道事業は経営情報や財政状況を的確に把握するため、令和2年4月1日より地方公営企業法の財務規定を適用し、発生主義に基づく複式簿記での経理に移行しました。⁹

(1) 歳入の推移

使用料及び手数料については、10億円前後で安定しています。一方、繰入金は大きく減少しており、このうち一般会計からの繰入金は、令和元年度は約2千5百万円で、平成23年度の約3億円と比べると約92%の減少となっています。

令和2年度は企業会計移行初年度の決算であるため、令和元年度の打ち切り決算¹⁰に伴う特例的収入がありました（図3-22には含まれていません。）。

図 3-22 歳入の推移(下水道事業会計)



出典：平成23年度から令和元年度までは下水道事業特別会計決算書

令和2年度は下水道事業会計決算書

(注) 平成23年度から令和元年度までは凡例の上枠内を、令和2年度は凡例の下枠内を参照してください。

(2) 歳出の推移

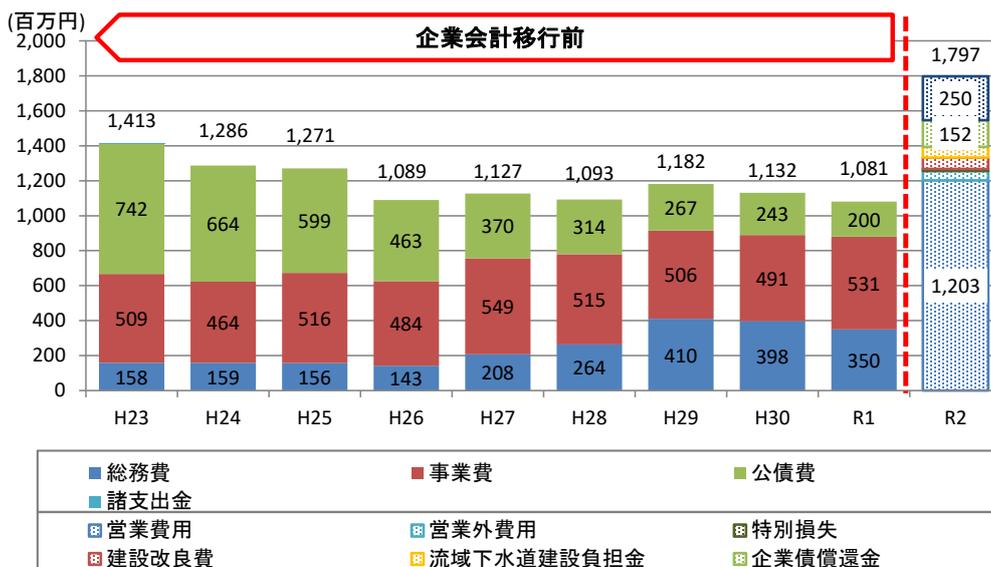
下水道事業が新規建設の段階から維持管理の段階へ移行し、起債が減少したことにより、公債費は減少傾向にあります。また、平成27年度以降、下水道事業建設基金の増額により、総務費が増加傾向にあります。

令和2年度の営業費用は、流域下水道管理運営費負担金の約3.4億円、減価償却費の約6.6億円がその大部分を占めています。

⁹ 企業会計への移行により、平成23年度から令和元年度までと、令和2年度の決算額の算出方法が異なります。このため、令和2年度の決算額は令和元年度までの推移とは切り分けて分析しています。

¹⁰ 官公庁会計は、出納整理期間である翌年度5月31日までの当該会計年度に属する収入済額と支出済額が決算額として整理されます。一方、地方公営企業法を適用する場合の会計年度は、法適用日の前日（翌年3月31日）をもって終了し、決算を行います。法適用前の債権又は債務に係る未収金又は未払金は、法適用後に特例的収入未収金及び特例的支出未払金として整理されます。

図 3-23 歳出の推移(下水道事業会計)



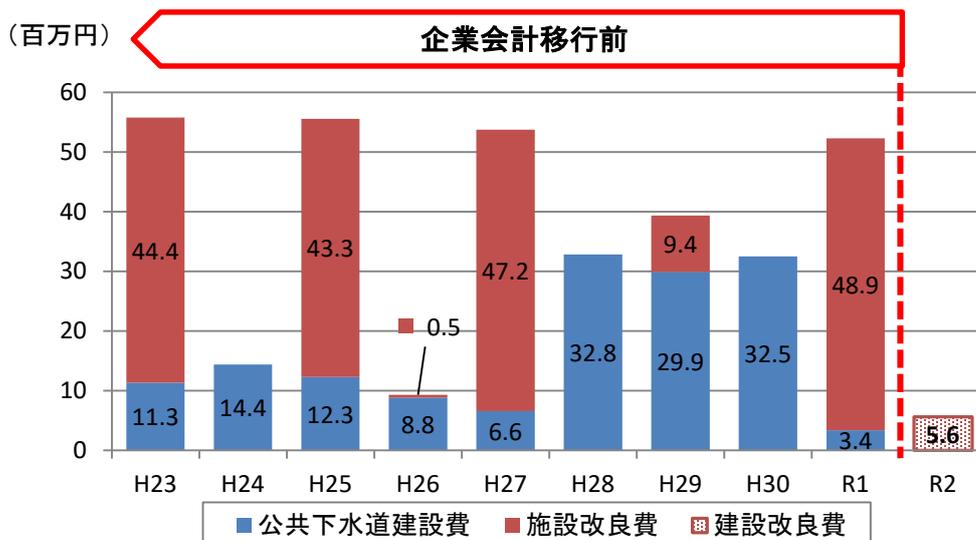
出典：平成 23 年度から令和元年度までは下水道事業特別会計決算書
令和 2 年度は下水道事業会計決算書

(注) 平成 23 年度から令和元年度までは凡例の上枠内を、令和 2 年度は凡例の下枠内を参照してください。

(3) 工事請負費の推移

下水道事業会計における平成 23 年度から令和 2 年度までの工事請負費は、年平均で約 3 千 5 百万円/年です。平成 23 年度、平成 25 年度、平成 27 年度及び令和元年度は、既存管渠の更新事業により施設改良費が大きくなっています。また、平成 28 年度から平成 30 年度までは、マンホールトイレの整備により公共下水道建設費が大きくなっています。

図 3-24 工事請負費の推移(下水道事業会計)

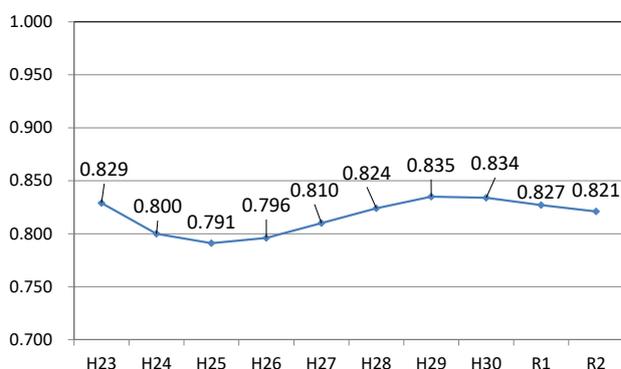


出典：平成 23 年度から令和元年度までは下水道事業特別会計決算書
令和 2 年度は下水道事業会計決算書

(注) 令和元年度までは公共下水道建設及び施設改良の工事請負費であり、維持管理の工事請負費は含んでいません。また、令和 2 年度は資本的支出における建設改良費です。

第3項 主要財政指標

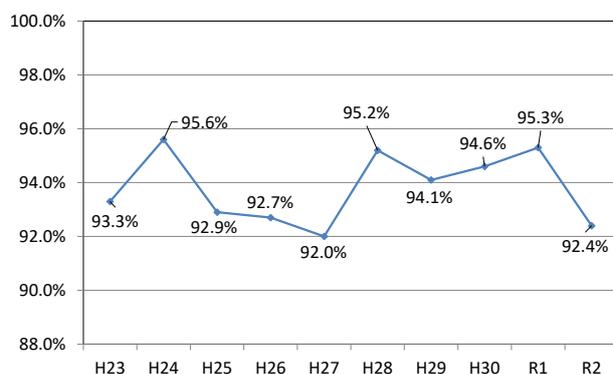
(1) 財政力指数



財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指数で、財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

本市では平成 25 年度から平成 29 年度にかけてゆるやかに上昇しましたが、近年は下降傾向にあり、令和 2 年度は 0.821 となっています。

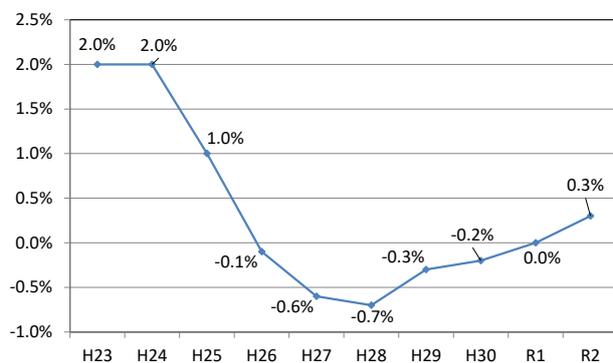
(2) 経常収支比率



経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断する際の指標で、この値が低いほど財政の弾力性（いわゆる余裕度）が高いことを意味します。

本市では平成 27 年度にかけて改善傾向にありましたが、平成 28 年度に再び上昇し、95%前後で推移しました。令和 2 年度は、92.4%となっています。

(3) 実質公債費比率



実質公債費比率は、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標です。

本市では実質公債費比率は低下（好転）傾向にありましたが、平成 28 年度以降、上昇傾向にあります。

出典：決算カード

第 7 節 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な費用の見込み

第 1 項 試算方法

建築系公共施設及び土木系公共施設を対象として、維持管理・修繕、改修及び更新等に要する費用の見込みを試算しました。

試算の条件は、各施設の個別施設計画等を踏まえて、下記のとおりとしました。

(1) 試算項目

試算項目及びその内容は、次の表のとおりです。

表 3-14 試算項目

項目	内容
維持管理・修繕	施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
改修	公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
更新等	老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

(2) 試算期間

令和 4 年度を開始時点として令和 53 年度までの 50 年間としました。

(3) 試算のシナリオ

試算に当たっては、各施設の個別施設計画等に定められた長寿命化等の対策を実施しない場合（対策前）と実施する場合（対策後）との 2 つのシナリオで試算し、結果を比較しました。

表 3-15 試算のシナリオ

区分	内容
対策前の見込み	長寿命化等のための対策は行わず、施設、設備、構造物等の標準的な耐用年数経過時に同種同規模で単純更新する場合
対策後の見込み	長寿命化のための対策（計画的な修繕・改修や長寿命化改修等）を実施して、施設、設備、構造物等の標準的な耐用年数を延伸して使用し、更新する場合（同種同規模での単純更新としない場合を含む。）

(4) 試算の条件

各施設の試算条件は、次の表のとおりです。

表 3-16 試算の条件

種 別		試 算 条 件
建 築 系 公 共 施 設		施設保全計画に準拠
土 木 系 公 共 施 設	道 路 ^{※1}	現状の管理水準による
	トンネル ^{※2}	現状の管理水準による
	橋 梁	橋梁長寿命化修繕計画に準拠
	公 園	公園施設長寿命化計画に準拠
	下 水 道	下水道ストックマネジメント実施方針及び 下水道事業経営戦略に準拠

※1 道路の対策前の見込みにおける試算条件は、道路（舗装）の標準的な耐用年数（15年）で道路（舗装）を一律に更新する場合としています（更新単価は4,700円/㎡として試算）。

※2 トンネルの対策前の見込みにおける試算条件は、点検結果に基づく要修繕箇所に対する修繕対応としており、対策後の見込みにおける試算条件と同様としています。

（注1） 各個別施設計画における費用の試算期間が本計画での試算期間に満たない場合は、個別施設計画の試算期間における平均金額をそれ以降の期間に適用するなどしています。

（注2） 建築系公共施設の試算では、維持管理費に建物管理委託費（点検保守、警備、清掃等）、建物管理人件費、使用料・賃借料（土地・建物）を含みます（光熱水費は含みません。また、指定管理料は建物管理の経費を対象としています。）。

（注3） 土木系公共施設の試算では、維持管理費に施設管理委託費（点検保守、清掃、剪定等）、使用料・賃借料（土地）を含みます（光熱水費は含みません。）。

（注4） 公園の費用のうち、公園の管理棟及び便所等に係る費用は、建築系公共施設において試算しています。

(参考) 各個別施設計画等における対策費用算出の考え方は、次のとおりです。

表 3-17 個別施設計画等における対策費用算出の考え方

種 別		考 え 方
建 築 系 公 共 施 設		<ul style="list-style-type: none"> ・施設の方向性を踏まえ建替え又は長寿命化改修を実施 ・予防保全の建物は周期的な大規模改修等を実施 ・劣化状況調査の結果に基づき優先的な対応が必要な建物は、早期の修繕等を実施
土 木 系 公 共 施 設	道 路	<ul style="list-style-type: none"> ・路面性状調査の結果を踏まえ、劣化度が高い路線から更新を実施 ・現状の事業規模を維持し、年1路線程度の更新、その他路線は部分的な修繕での対応により、舗装の管理水準を一定に保つ
	ト ン ネル	<ul style="list-style-type: none"> ・5年に1回の定期的な点検を実施、10年に一度壁面等の補修工事を実施
	橋 梁	<ul style="list-style-type: none"> ・5年に1回の定期的な点検を全橋に実施 ・劣化予測により将来発生が想定される損傷に対する補修及び部材取替の定期的対策を見込む。架替は考慮しない。 ・年間の予算制約条件（1,000～5,000万円程度）を設け、事業費を平準化
	公 園	<ul style="list-style-type: none"> ・健全度・緊急度判定結果による優先順位に従い、計画的に施設及び遊具等の改修工事を実施 ・毎年、市内の公園・児童遊園・広場・運動場の施設及び遊具等の点検を実施
	下 水 道	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク評価結果により設定した優先度の順序で、調査や改築を実施 ・緊急度の高い管路及び比較的高い管路を改築の対象とし、長期にわたる下水道全体の健全性を保持 ・投資額は平準化して事業費のばらつきを抑制

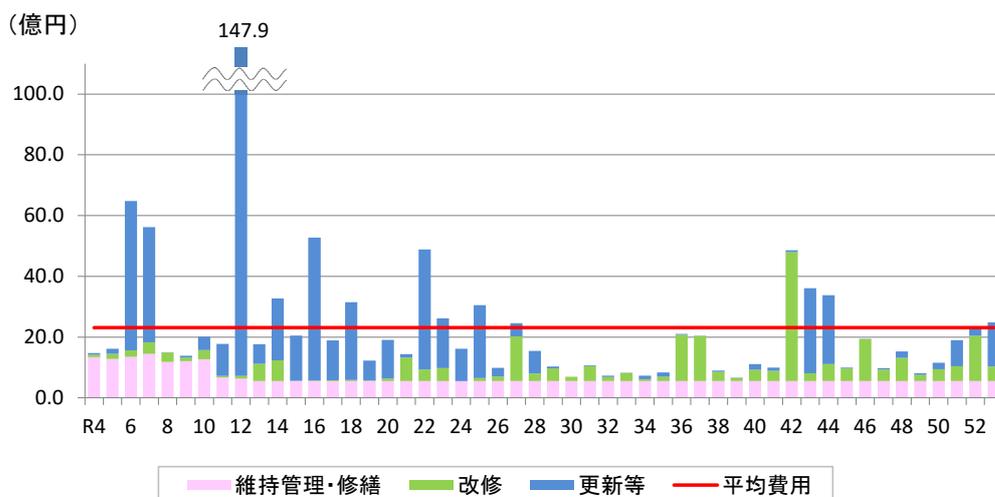
第2項 試算結果

(1) 建築系公共施設の試算結果

① 対策前の見込み

建築系公共施設の維持管理・更新等費用の総額は、長寿命化等の対策を実施しない場合、50年間で約1,155億円であり、1年当たりの平均額では23.1億円が必要となります。20年目（令和23年度）頃までに建替えが集中することから、この期間の負担が大きくなっています。

図 3-25 建築系公共施設の将来の維持管理・更新等費用(対策前)



(注) 令和12年度の更新等には、市庁舎移設等基本構想による新庁舎建設の想定総事業費(約112億円)を含んでいます。

図 3-26 建築系公共施設の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

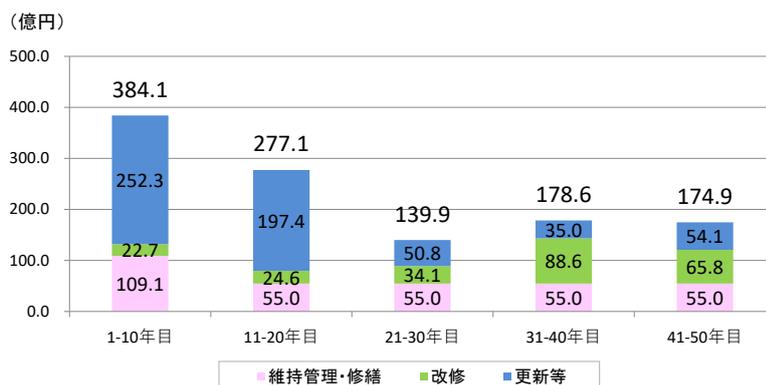


表 3-18 建築系公共施設の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

(億円)

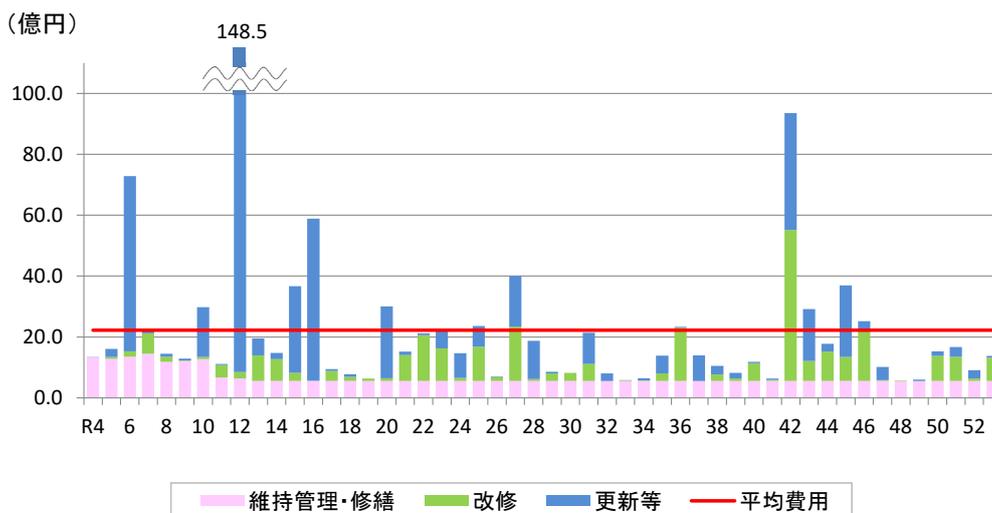
	維持管理・修繕	改修	更新等	合計	構成比	累積
1-10年目	109.1	22.7	252.3	384.1	33.3%	33.3%
11-20年目	55.0	24.6	197.4	277.1	24.0%	57.3%
21-30年目	55.0	34.1	50.8	139.9	12.1%	69.4%
31-40年目	55.0	88.6	35.0	178.6	15.5%	84.9%
41-50年目	55.0	65.8	54.1	174.9	15.1%	100.0%
50年合計	329.1	235.8	589.6	1,154.5		
年平均	6.6	4.7	11.8	23.1		
50年合計(構成比)	28.5%	20.4%	51.1%	100.0%		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

②対策後の見込み

長寿命化等の対策を実施した場合の50年間の試算では、維持管理・更新等費用の総額は年平均22.2億円となり、対策前の23.1億円と比較すると、年間約0.9億円を削減できています。また、令和4年度以降の20年間でみると、対策前は合計約661億円、年平均33.1億円であるのに対し、対策後は合計約583億円、年平均29.2億円となり、合計約78億円、年間約3.9億円の削減効果となっています。20年後以降は、対策前より年平均が高くなっている期間もありますが、これについては、対策前に比べ費用負担が分散・平準化されているといえます。

図 3-27 建築系公共施設の将来の維持管理・更新等費用(対策後)



(注) 令和12年度の更新等には、市庁舎移設等基本構想による新庁舎建設の想定総事業費（約112億円）を含んでいます。

図 3-28 建築系公共施設の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

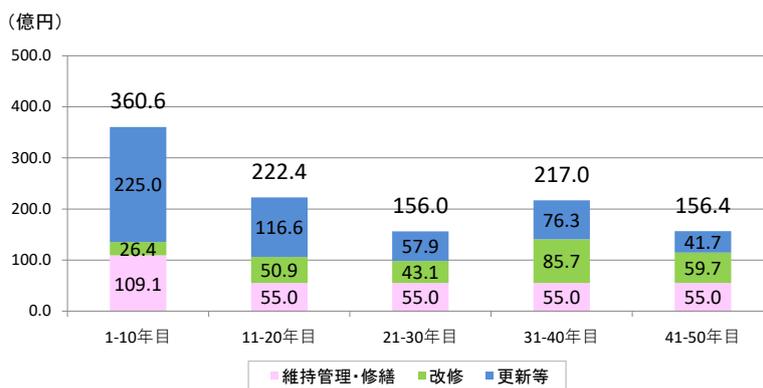


表 3-19 建築系公共施設の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計	構成比	累積
1-10年目	109.1	26.4	225.0	360.6	32.4%	32.4%
11-20年目	55.0	50.9	116.6	222.4	20.0%	52.4%
21-30年目	55.0	43.1	57.9	156.0	14.0%	66.4%
31-40年目	55.0	85.7	76.3	217.0	19.5%	85.9%
41-50年目	55.0	59.7	41.7	156.4	14.1%	100.0%
50年合計	329.1	265.8	517.5	1,112.5		
年平均	6.6	5.3	10.4	22.2		
50年合計（構成比）	29.6%	23.9%	46.5%	100.0%		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

(2) 土木系公共施設の試算結果

① 道路

ア 対策前の見込み

道路（舗装）の維持管理・更新等の費用総額は、長寿命化せず標準的な耐用年数で道路（舗装）を一律に更新した場合、50年間で約231億円であり、1年当たりの平均額では4.6億円が必要となります。

図 3-29 道路の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

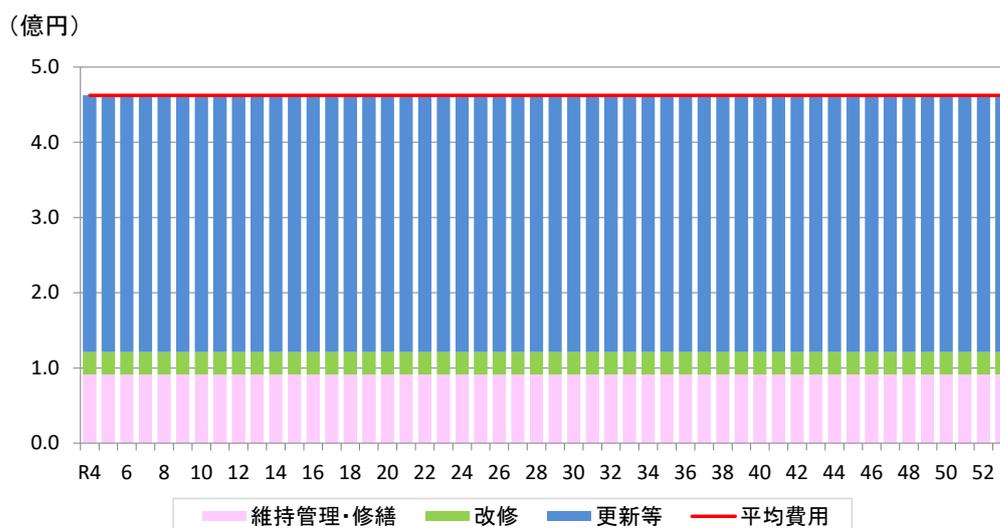


図 3-30 道路の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

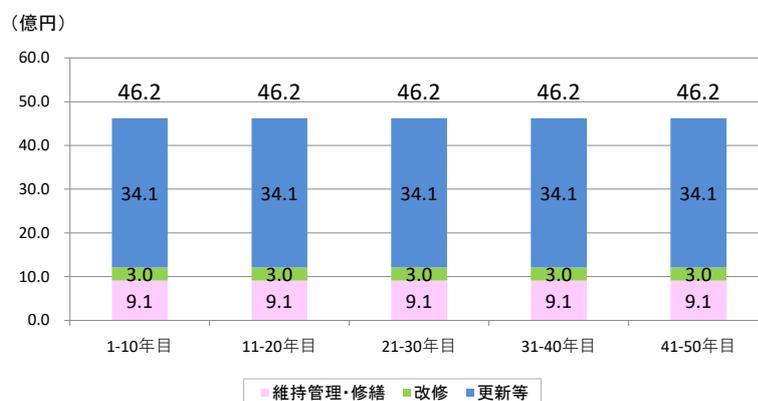


表 3-20 道路の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

(億円)

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計	構成比	累積
1-10年目	9.1	3.0	34.1	46.2	20.0%	20.0%
11-20年目	9.1	3.0	34.1	46.2	20.0%	40.0%
21-30年目	9.1	3.0	34.1	46.2	20.0%	60.0%
31-40年目	9.1	3.0	34.1	46.2	20.0%	80.0%
41-50年目	9.1	3.0	34.1	46.2	20.0%	100.0%
50年合計	45.6	15.0	170.5	231.1		
年平均	0.9	0.3	3.4	4.6		
50年合計(構成比)	19.7%	6.5%	73.8%	100.0%		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

イ 対策後の見込み

道路（舗装）は長寿命化計画（個別施設計画）を未策定ですが、現在の管理水準で一定の状態を保っているため、対策後の見込みとして現在の管理水準と同等の管理を行った場合での費用を試算しています。年平均2.4億円の費用を見込み、対策前と比較して約2.2億円の縮減となっています。

今後の計画的な改良工事のためには、更新費用をより多く見込む必要があります。

図 3-31 道路の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

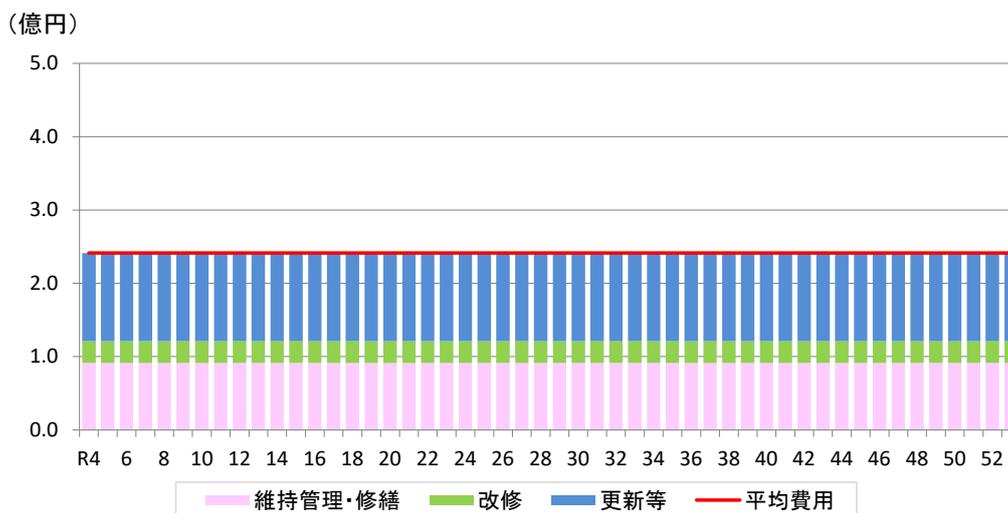


図 3-32 道路の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

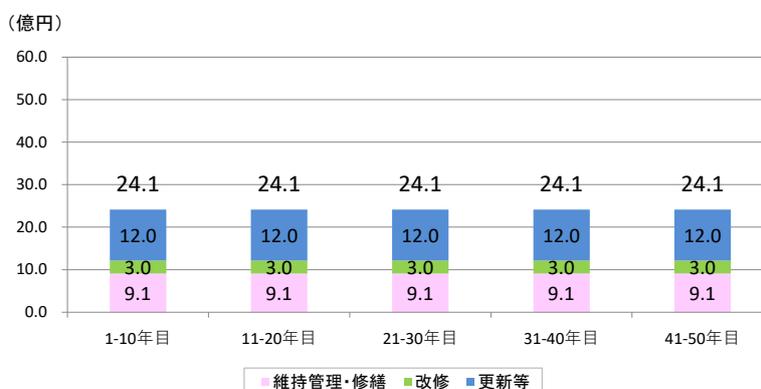


表 3-21 道路の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

(億円)

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計	構成比	累積
1-10年目	9.1	3.0	12.0	24.1	20.0%	20.0%
11-20年目	9.1	3.0	12.0	24.1	20.0%	40.0%
21-30年目	9.1	3.0	12.0	24.1	20.0%	60.0%
31-40年目	9.1	3.0	12.0	24.1	20.0%	80.0%
41-50年目	9.1	3.0	12.0	24.1	20.0%	100.0%
50年合計	45.6	15.0	60.0	120.6		
年平均	0.9	0.3	1.2	2.4		
50年合計(構成比)	37.8%	12.4%	49.7%	100.0%		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

②トンネル

ア 対策前の見込み

トンネルの維持管理・更新等費用の総額は、更新（作り替え）が困難な構造物であることから点検結果に基づく要修繕箇所に対する修繕対応を試算条件としたため、対策後の見込みと同額となります。50年間で1.7億円であり、1年当たりの平均額では340万円が必要となります。

図 3-33 トンネルの将来の維持管理・更新等費用(対策前)

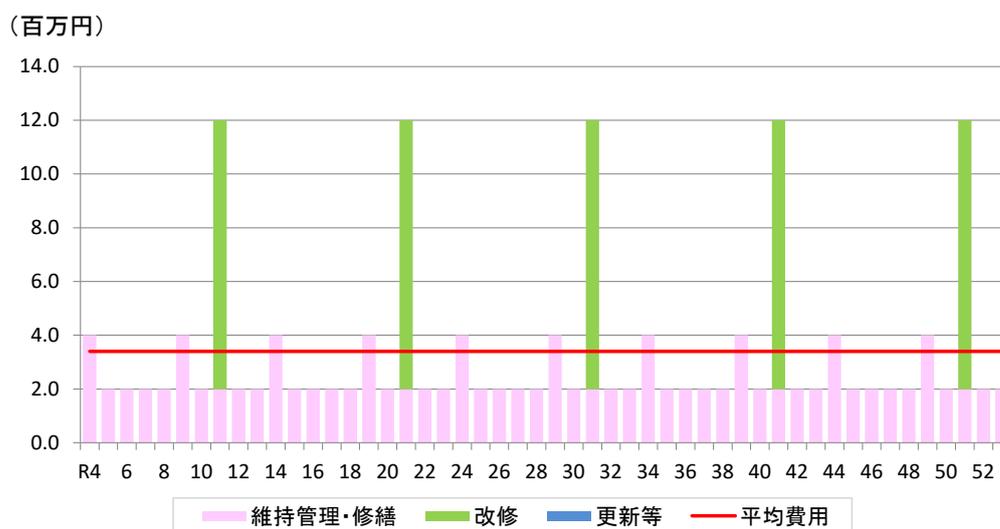


図 3-34 トンネルの将来の維持管理・更新等費用(対策前)



表 3-22 トンネルの将来の維持管理・更新等費用(対策前)

(百万円)

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計	構成比	累積
1-10年目	24.0	10.0	0.0	34.0	20.0%	20.0%
11-20年目	24.0	10.0	0.0	34.0	20.0%	40.0%
21-30年目	24.0	10.0	0.0	34.0	20.0%	60.0%
31-40年目	24.0	10.0	0.0	34.0	20.0%	80.0%
41-50年目	24.0	10.0	0.0	34.0	20.0%	100.0%
50年合計	120.0	50.0	0.0	170.0		
年平均	2.4	1.0	0.0	3.4		
50年合計(構成比)	70.6%	29.4%	0.0%	100.0%		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

イ 対策後の見込み

トンネルは長寿命化計画（個別施設計画）を未策定ですが、現在の管理水準で一定の状態を保っているため、対策後の見込みとして現在の管理水準と同等の管理を行った場合での費用を試算しています。50年間で1.7億円であり、1年当たりの平均額では340万円が必要となります。対策前からの縮減は見込んでいません。

図 3-35 トンネルの将来の維持管理・更新等費用(対策後)

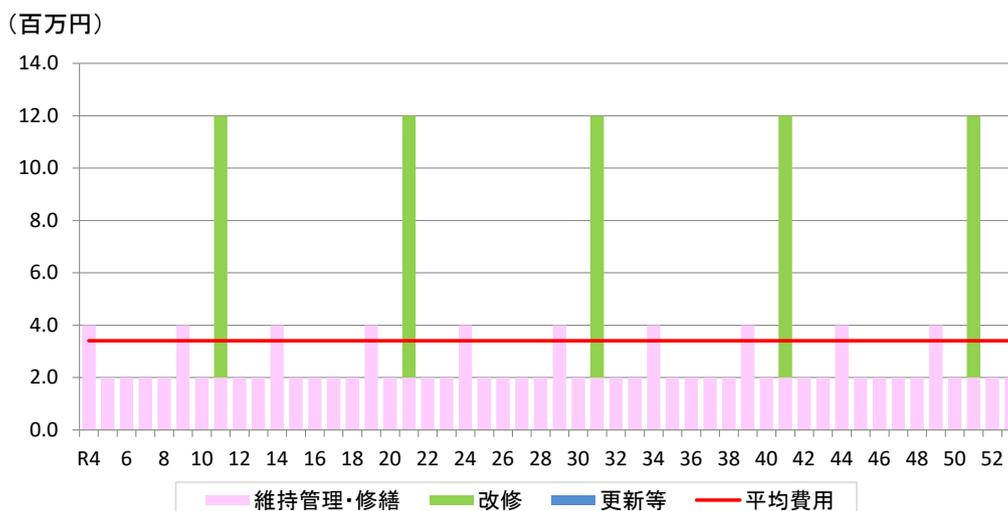


図 3-36 トンネルの将来の維持管理・更新等費用(対策後)



表 3-23 トンネルの将来の維持管理・更新等費用(対策後)

(百万円)

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計	構成比	累積
1-10年目	24.0	10.0	0.0	34.0	20.0%	20.0%
11-20年目	24.0	10.0	0.0	34.0	20.0%	40.0%
21-30年目	24.0	10.0	0.0	34.0	20.0%	60.0%
31-40年目	24.0	10.0	0.0	34.0	20.0%	80.0%
41-50年目	24.0	10.0	0.0	34.0	20.0%	100.0%
50年合計	120.0	50.0	0.0	170.0		
年平均	2.4	1.0	0.0	3.4		
50年合計（構成比）	70.6%	29.4%	0.0%	100.0%		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

③橋梁

ア 対策前の見込み

橋梁の維持管理・更新等費用の総額は、長寿命化等の対策を実施しない場合、50年間で約28億円であり、1年当たりの平均額では5,590万円が必要となります。事後保全型の管理では、橋梁の更新（架替）が21年目から30年目及び41年目から50年目に集中し、架替費用が発生しています。

図 3-37 橋梁の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

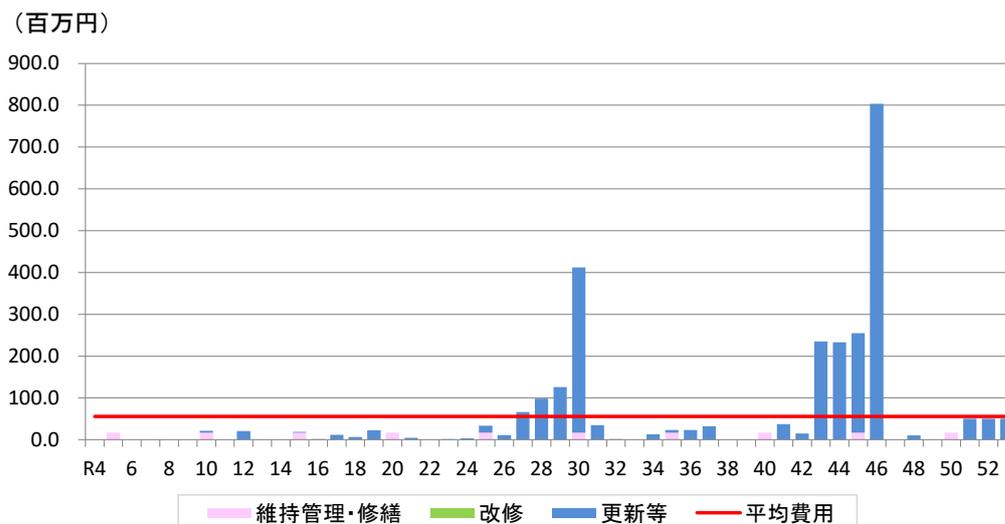


図 3-38 橋梁の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

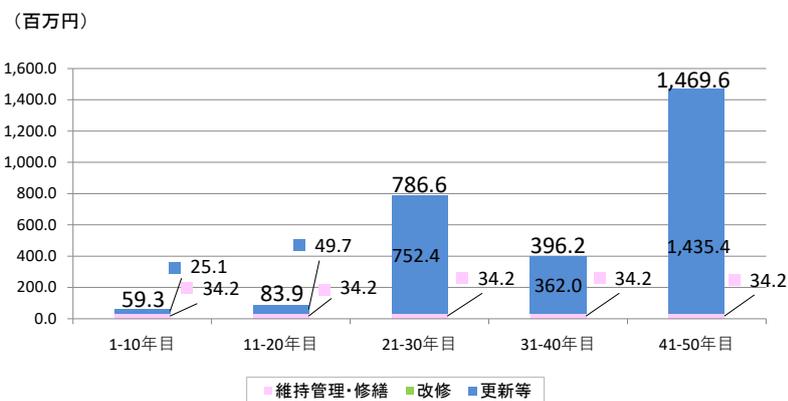


表 3-24 橋梁の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

(百万円)

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計	構成比	累積
1-10年目	34.2	0.0	25.1	59.3	2.1%	2.1%
11-20年目	34.2	0.0	49.7	83.9	3.0%	5.1%
21-30年目	34.2	0.0	752.4	786.6	28.1%	33.3%
31-40年目	34.2	0.0	362.0	396.2	14.2%	47.4%
41-50年目	34.2	0.0	1,435.4	1,469.6	52.6%	100.0%
50年合計	171.1	0.0	2,624.5	2,795.6		
年平均	3.4	0.0	52.5	55.9		
50年合計(構成比)	6.1%	0.0%	93.9%	100.0%		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

イ 対策後の見込み

長寿命化等の対策を実施した場合の橋梁の維持管理・更新等費用の総額は、50年間で約8.5億円であり、1年当たりの平均額では1,700万円が必要となります。対策前の費用と比較して、50年間で約19.5億円、1年当たり約3,890万円の縮減となります。

図 3-39 橋梁の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

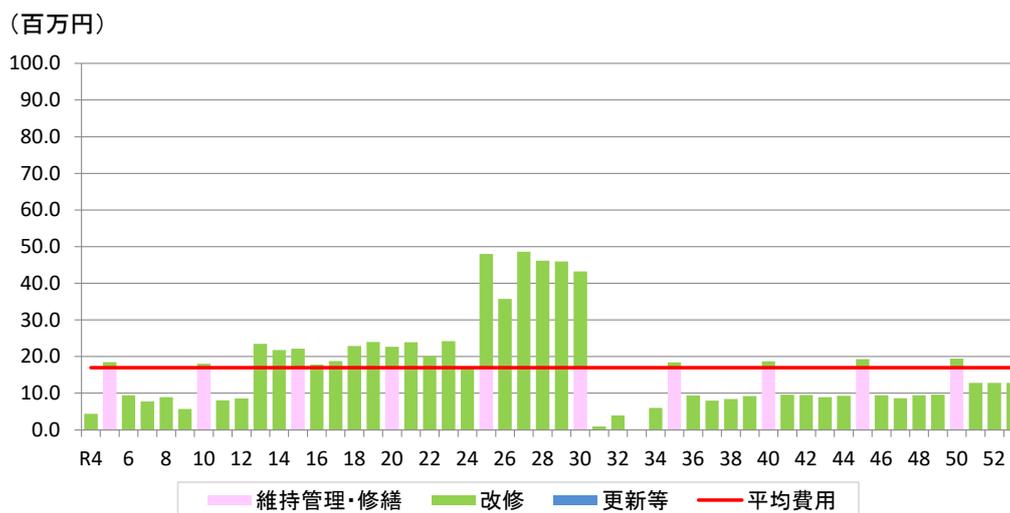


図 3-40 橋梁の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

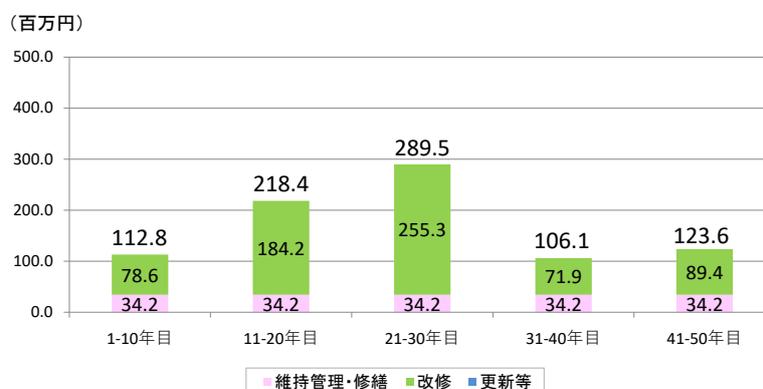


表 3-25 橋梁の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

(百万円)

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計	構成比	累積
1-10年目	34.2	78.6	0.0	112.8	13.3%	13.3%
11-20年目	34.2	184.2	0.0	218.4	25.7%	38.9%
21-30年目	34.2	255.3	0.0	289.5	34.0%	73.0%
31-40年目	34.2	71.9	0.0	106.1	12.5%	85.5%
41-50年目	34.2	89.4	0.0	123.6	14.5%	100.0%
50年合計	171.1	679.4	0.0	850.5		
年平均	3.4	13.6	0.0	17.0		
50年合計(構成比)	20.1%	79.9%	0.0%	100.0%		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

④公園

ア 対策前の見込み

公園の維持管理・更新等費用の総額は、長寿命化計画に基づく予防保全型の維持管理を実施しない場合、50年間で約71.0億円であり、1年当たりの平均額では1.4億円が必要となります。令和8年度までは、現在の長寿命化計画に基づく遊具等の更新事業の実施を見込んでいます。維持管理費のほとんどは、清掃、剪定、除草等の費用が占めています。

図 3-41 公園の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

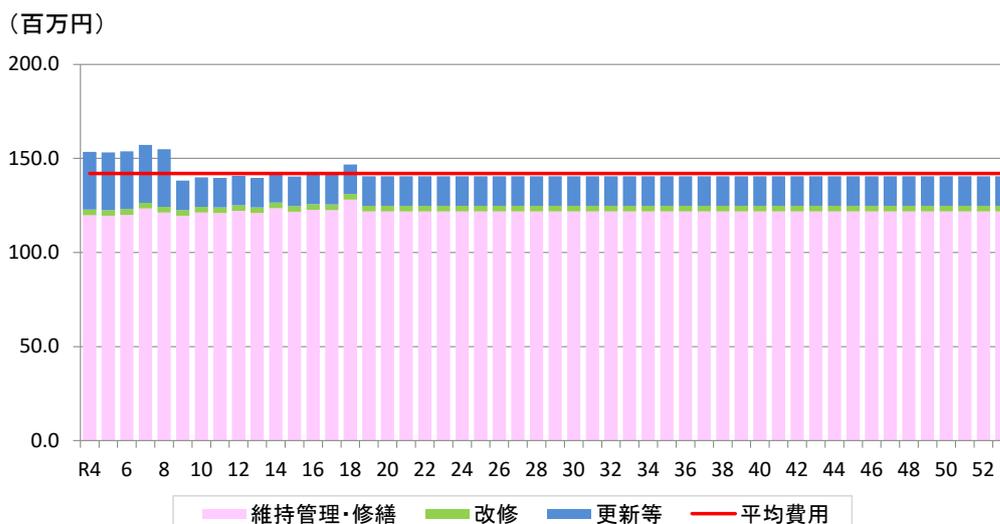


図 3-42 公園の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

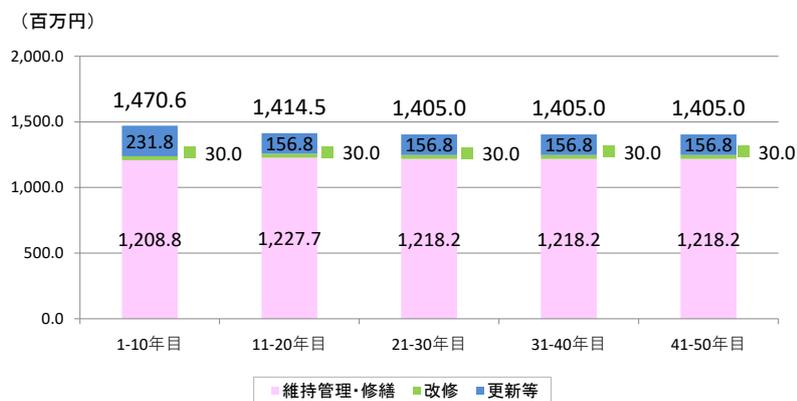


表 3-26 公園の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

(百万円)

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計	構成比	累積
1-10年目	1,208.8	30.0	231.8	1,470.6	20.7%	20.7%
11-20年目	1,227.7	30.0	156.8	1,414.5	19.9%	40.6%
21-30年目	1,218.2	30.0	156.8	1,405.0	19.8%	60.4%
31-40年目	1,218.2	30.0	156.8	1,405.0	19.8%	80.2%
41-50年目	1,218.2	30.0	156.8	1,405.0	19.8%	100.0%
50年合計	6,091.1	150.0	859.1	7,100.2		
年平均	121.8	3.0	17.2	142.0		
50年合計(構成比)	85.8%	2.1%	12.1%	100.0%		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

イ 対策後の見込み

長寿命化計画に基づく予防保全型の維持管理を実施した場合、公園の維持管理・更新等費用の総額は、50年間で約68.6億円であり、1年当たりの平均額では約1.4億円が必要となります。予防保全型の維持管理を実施することで、対策前よりも維持管理費用が多くなりますが、更新等に係る費用が縮減され、全体で、50年間で約2.4億円の縮減、1年当たりでは約480万円の縮減となります。

令和8年度までは、現在の長寿命化計画に基づく遊具等の更新事業の実施を見込んでいます。

図 3-43 公園の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

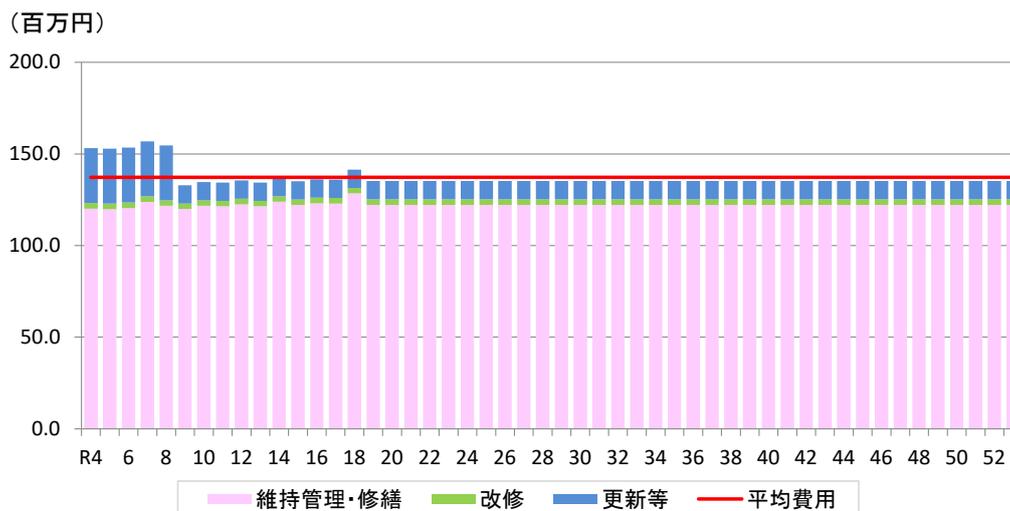


図 3-44 公園の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

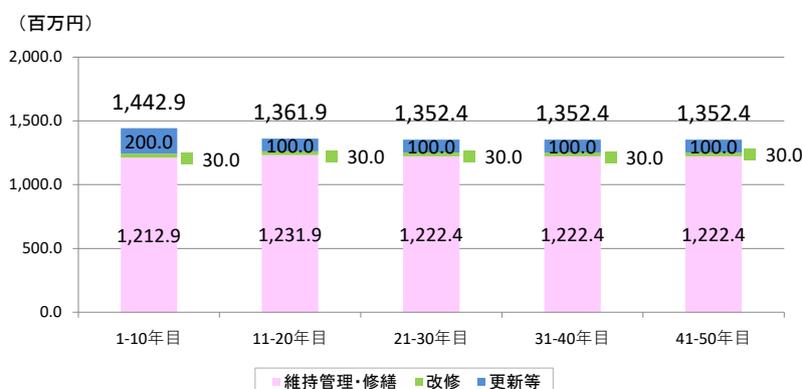


表 3-27 公園の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

(百万円)

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計	構成比	累積
1-10年目	1,212.9	30.0	200.0	1,442.9	21.0%	21.0%
11-20年目	1,231.9	30.0	100.0	1,361.9	19.8%	40.9%
21-30年目	1,222.4	30.0	100.0	1,352.4	19.7%	60.6%
31-40年目	1,222.4	30.0	100.0	1,352.4	19.7%	80.3%
41-50年目	1,222.4	30.0	100.0	1,352.4	19.7%	100.0%
50年合計	6,112.0	150.0	600.0	6,862.0		
年平均	122.2	3.0	12.0	137.2		
50年合計(構成比)	89.1%	2.2%	8.7%	100.0%		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

⑤下水道

ア 対策前の見込み

下水道の維持管理・更新等費用の総額は、長寿命化等の対策を実施しない場合、50年間で約458億円であり、1年当たりの平均額では9.2億円が必要となります。令和24年度頃まで改修及び更新が集中しています。

図 3-45 下水道の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

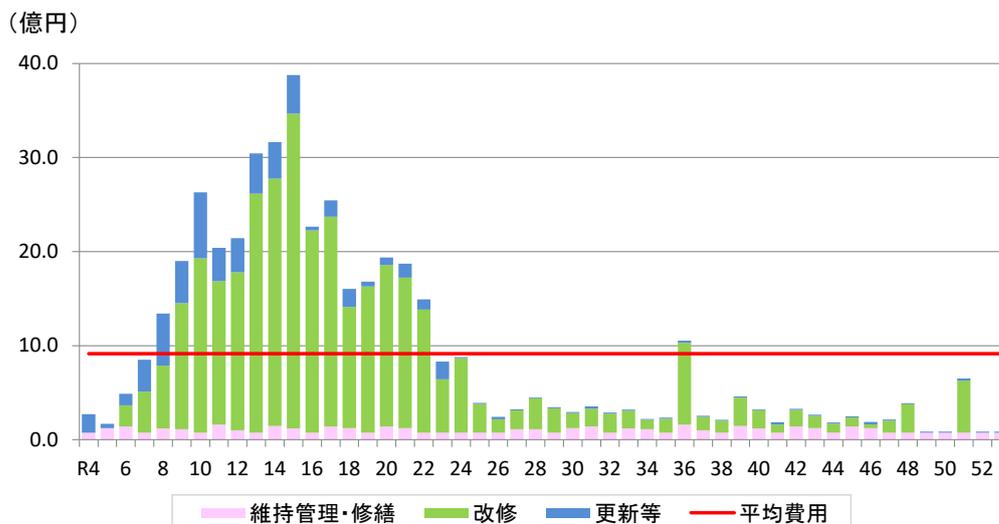


図 3-46 下水道の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

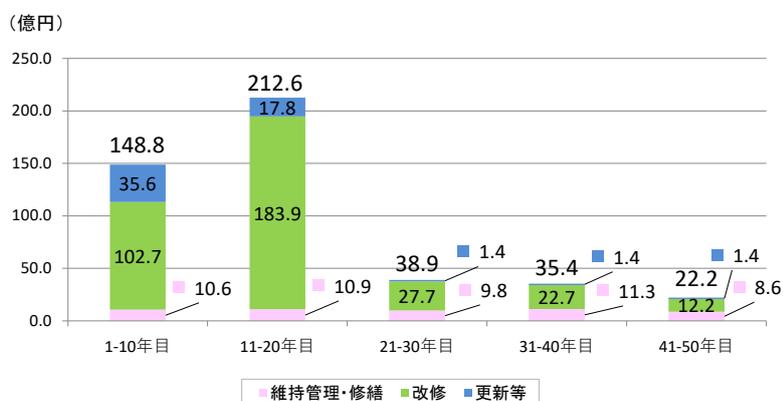


表 3-28 下水道の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

(億円)

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計	構成比	累積
1-10年目	10.6	102.7	35.6	148.8	32.5%	32.5%
11-20年目	10.9	183.9	17.8	212.6	46.4%	78.9%
21-30年目	9.8	27.7	1.4	38.9	8.5%	87.4%
31-40年目	11.3	22.7	1.4	35.4	7.7%	95.2%
41-50年目	8.6	12.2	1.4	22.2	4.8%	100.0%
50年合計	51.2	349.2	57.4	457.8		
年平均	1.0	7.0	1.1	9.2		
50年合計(構成比)	11.2%	76.3%	12.5%	100.0%		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

イ 対策後の見込み

下水道ストックマネジメント計画に基づく対策を実施した場合、下水道の維持管理・更新等費用の総額は、50年間で約266億円であり、1年当たりの平均額では5.3億円が必要となります。対策前と比較して、50年間で約192億円、1年当たりの平均額では約3.9億円の縮減となっています。

図 3-47 下水道の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

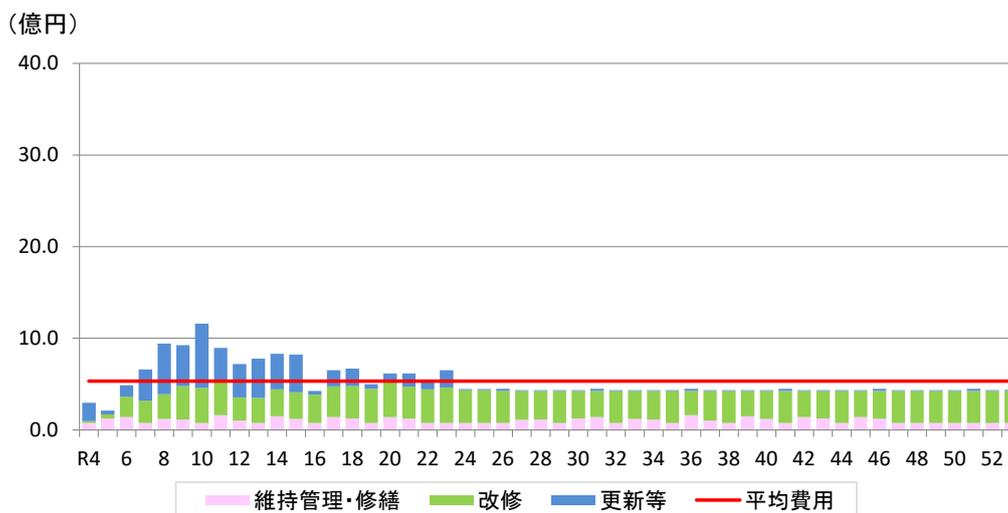


図 3-48 下水道の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

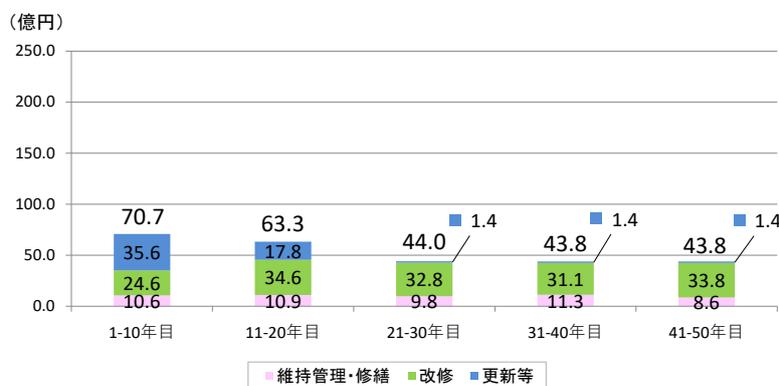


表 3-29 下水道の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

(億円)

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計	構成比	累積
1-10年目	10.6	24.6	35.6	70.7	26.6%	26.6%
11-20年目	10.9	34.6	17.8	63.3	23.8%	50.4%
21-30年目	9.8	32.8	1.4	44.0	16.6%	67.0%
31-40年目	11.3	31.1	1.4	43.8	16.5%	83.5%
41-50年目	8.6	33.8	1.4	43.8	16.5%	100.0%
50年合計	51.2	157.0	57.4	265.6		
年平均	1.0	3.1	1.1	5.3		
50年合計（構成比）	19.3%	59.1%	21.6%	100.0%		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

(3) 公共施設等全体にかかる維持管理・更新等費用の見込み

① 対策前の見込み

建築系公共施設と土木系公共施設を合算した公共施設等の維持管理・更新等費用の総額は、長寿命化等の対策を実施しない場合、50年間で約1,944億円であり、1年当たりの平均額では38.9億円が必要となります。

図 3-49 公共施設等の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

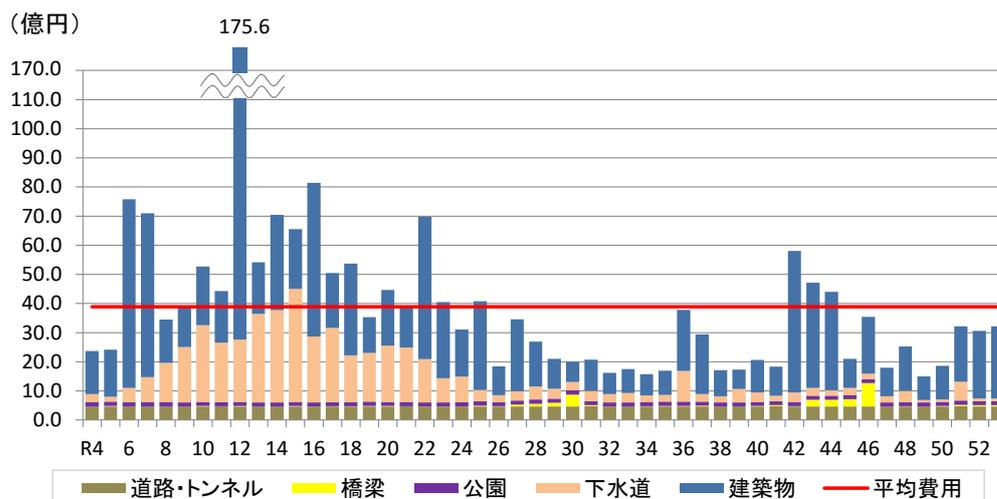


表 3-30 公共施設等の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

	(億円)							
	建築物	道路・トンネル	橋梁	公園	下水道	合計	構成比	累積
1-10年目	384.1	46.6	0.6	14.7	148.8	594.8	30.6%	30.6%
11-20年目	277.1	46.6	0.8	14.1	212.6	551.2	28.4%	58.9%
21-30年目	139.9	46.6	7.9	14.1	38.9	247.3	12.7%	71.7%
31-40年目	178.6	46.6	4.0	14.1	35.4	278.5	14.3%	86.0%
41-50年目	174.9	46.6	14.7	14.1	22.2	272.3	14.0%	100.0%
50年合計	1,154.5	232.8	28.0	71.0	457.8	1,944.2		
年平均	23.1	4.7	0.6	1.4	9.2	38.9		
50年合計(構成比)	59.4%	12.0%	1.4%	3.7%	23.5%	100.0%		

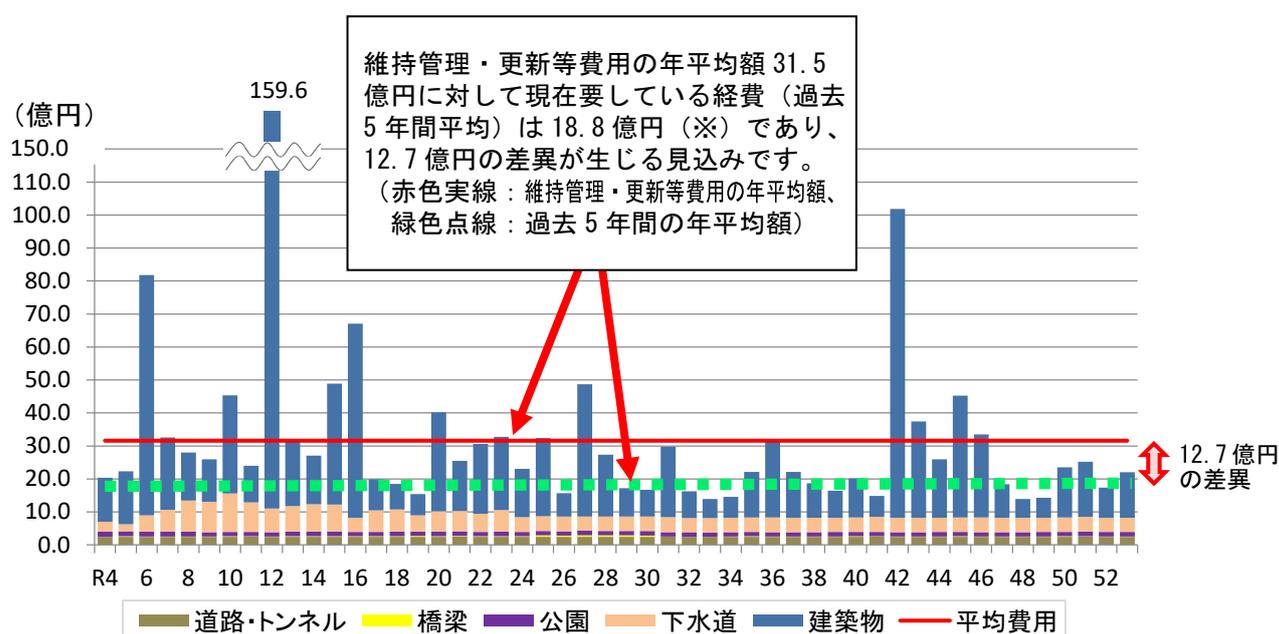
(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

②対策後の見込み

長寿命化等の対策を実施した場合の建築系公共施設と土木系公共施設を合算した公共施設等の維持管理・更新等費用の総額は、50年間で約1,578億円であり、1年当たりの平均額では31.5億円が必要となります。

50年間の維持管理・更新等費用:約1,578億円(年平均31.5億円)

図 3-50 公共施設等の将来の維持管理・更新等費用(対策後)



※現在要している経費（過去5年間平均）

…「表 3-7 建築系公共施設の維持管理・更新等経費」及び「表 3-11 土木系公共施設の維持管理・更新等経費」の過去5年間平均の費用の合計（ただし、光熱水費を除く。）。

建築系公共施設：年 12.5 億円＋土木系公共施設：年 6.3 億円（内訳は下水道以外が 5.3 億円、下水道が 1.0 億円）＝合計：年 18.8 億円

表 3-31 公共施設等の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

(億円)

	建築物	道路・トンネル	橋梁	公園	下水道	合計	構成比	累積
1-10年目	360.6	24.5	1.1	14.4	70.7	471.3	29.9%	29.9%
11-20年目	222.4	24.5	2.2	13.6	63.3	326.0	20.7%	50.5%
21-30年目	156.0	24.5	2.9	13.5	44.0	240.9	15.3%	65.8%
31-40年目	217.0	24.5	1.1	13.5	43.8	299.9	19.0%	84.8%
41-50年目	156.4	24.5	1.2	13.5	43.8	239.4	15.2%	100.0%
50年合計	1,112.5	122.3	8.5	68.6	265.6	1,577.5		
年平均	22.2	2.4	0.2	1.4	5.3	31.5		
50年合計(構成比)	70.5%	7.8%	0.5%	4.4%	16.8%	100.0%		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

(4) 普通会計の維持管理・更新等費用の見込み

① 対策前の見込み

普通会計の公共施設等¹¹の維持管理・更新等費用の総額は、長寿命化等の対策を実施しない場合、50年間で約1,486億円であり、1年当たりの平均額では29.7億円が必要となります。

図 3-51 【普通会計】 公共施設等の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

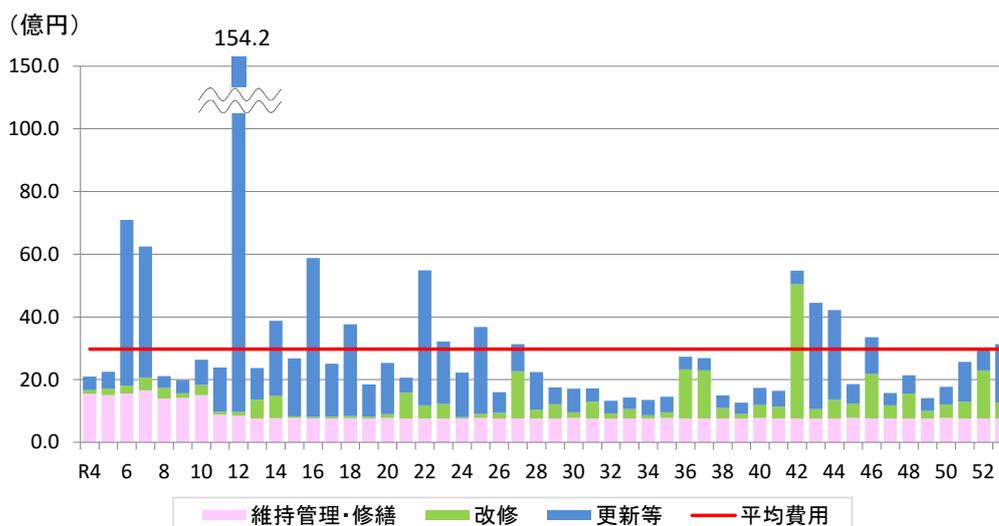


図 3-52 【普通会計】 公共施設等の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

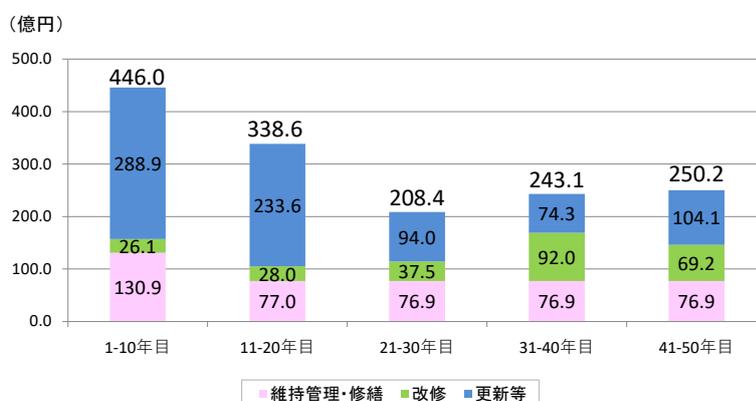


表 3-32 【普通会計】 公共施設等の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

(億円)

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計	構成比	累積
1-10年目	130.9	26.1	288.9	446.0	30.0%	30.0%
11-20年目	77.0	28.0	233.6	338.6	22.8%	52.8%
21-30年目	76.9	37.5	94.0	208.4	14.0%	66.8%
31-40年目	76.9	92.0	74.3	243.1	16.4%	83.2%
41-50年目	76.9	69.2	104.1	250.2	16.8%	100.0%
50年合計	438.6	252.8	794.9	1,486.3		
年平均	8.8	5.1	15.9	29.7		
50年合計(構成比)	29.5%	17.0%	53.5%	100.0%		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

¹¹ 普通会計の公共施設等は、全ての建築系公共施設、道路、橋梁、トンネル、公園です。

②対策後の見込み

長寿命化等の対策を実施した場合、普通会計の公共施設等の維持管理・更新等費用の総額は、50年間で約1,312億円であり、1年当たりの平均額では26.2億円が必要となります。対策前と比較して、50年間で約174億円、1年当たりの平均額では約3.5億円の縮減となっています。

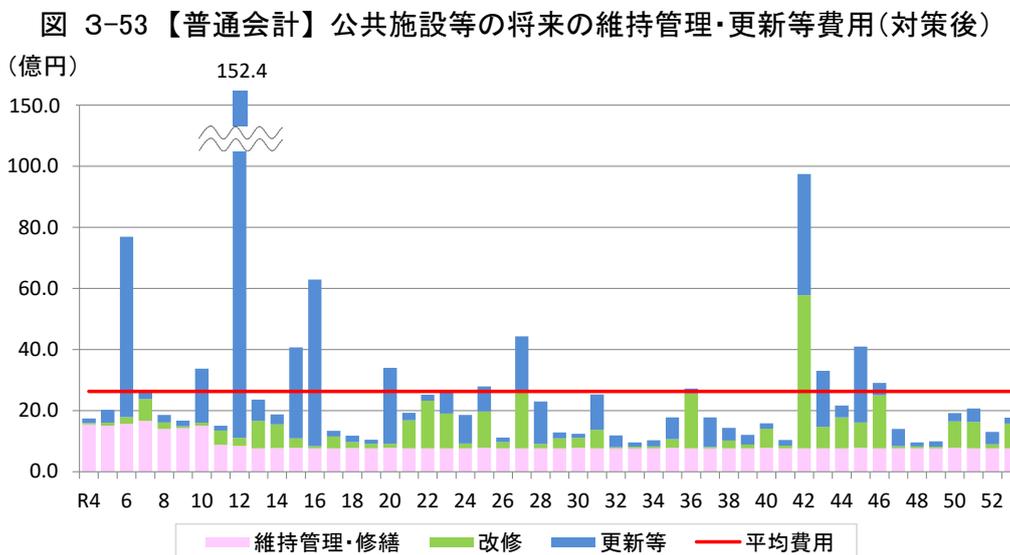


図 3-54 【普通会計】公共施設等の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

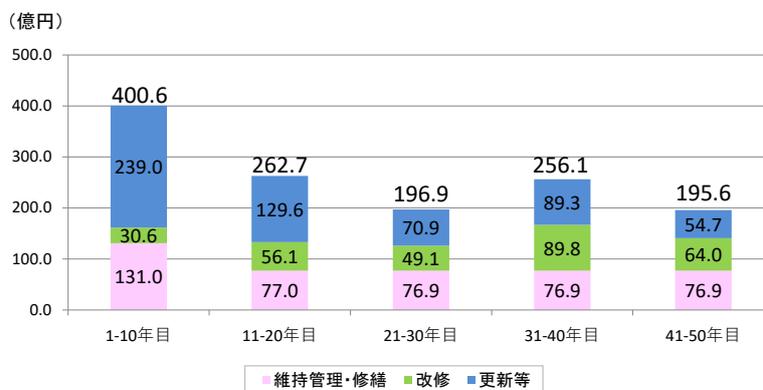


表 3-33 【普通会計】公共施設等の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

(億円)

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計	構成比	累積
1-10年目	131.0	30.6	239.0	400.6	30.5%	30.5%
11-20年目	77.0	56.1	129.6	262.7	20.0%	50.6%
21-30年目	76.9	49.1	70.9	196.9	15.0%	65.6%
31-40年目	76.9	89.8	89.3	256.1	19.5%	85.1%
41-50年目	76.9	64.0	54.7	195.6	14.9%	100.0%
50年合計	438.8	289.6	583.5	1,311.9		
年平均	8.8	5.8	11.7	26.2		
50年合計(構成比)	33.4%	22.1%	44.5%	100.0%		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

第3項 充当可能な財源の見込みと課題

(1)維持管理・更新等費用に充当可能な財源の見込み

①普通会計

ア 維持管理・更新等費用の財源内訳

普通会計における今後50年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る費用の財源見込みについて、表3-34のとおり試算しました。財源内訳の試算に当たっては、現状の補助制度及び補助率、基金の積立状況、地方債等の活用等を勘案して算出しました。

この結果、公共施設等の維持管理・更新等費用の財源として、50年間で国庫支出金が約242億円、都支出金が約69億円、基金が18億円、地方債が約293億円、一般財源が約691億円と見込まれます。基金は「公共施設整備基金」を見込んでいます。

表3-34【普通会計】将来の維持管理・更新等費用及び財源内訳

(億円)

期間	長寿命化等の対策を実施した場合の維持管理・更新等費用【普通会計】	財源内訳				
		国庫支出金	都支出金	基金	地方債	一般財源
1-10年目	400.6	85.4	15.4	18.0	132.6	149.3
11-20年目	262.7	56.0	11.2	0.0	62.6	133.0
21-30年目	196.9	23.0	11.9	0.0	26.4	135.6
31-40年目	256.1	47.2	15.2	0.0	50.5	143.2
41-50年目	195.6	30.2	15.1	0.0	20.8	129.5
50年合計	1,311.9	241.7	68.8	18.0	292.9	690.5

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

イ 充当可能な財源見込み

表3-34に示した財源内訳のうち一般財源は、充当可能と見込まれる国庫支出金、都支出金、基金及び地方債の合計額を維持管理・更新等費用から差し引いた額としています。また、地方債は国等からの借入(借金)のことであり、将来の一定期間にわたって返済(償還)していく必要があります。そのため、実際に市が負担する一般財源及び追加が必要となる地方債の元利償還金に対して充当可能な額の見込みについても確認する必要があります。

このため、今後の市税収入の見込みをはじめ、義務的経費(扶助費・公債費・人件費の計)の推計、地方債の償還等の財政見直しを行った上で、公共施設等の維持管理・更新等に充当可能と見込まれる一般財源を算出しました。

この結果、公共施設等の維持管理・更新等に伴い必要となる一般財源及び追加の地方債元利償還金の合計は、50年間で約950億円(必要額)となりました。これに対して、充当可能な一般財源の見込み額は約466億円(上限額)であり、必要額は上限額を約484億円(年平均で約9.7億円)上回っています(表3-35)。

表 3-35 【普通会計】一般財源必要額と充当可能見込み額との比較

(億円)

期間	維持管理・更新等に 必要となる一般財源 (a) ※bを除く	維持管理・更新等に 追加で必要となる 地方債元利償還金 (b)	合計 (c) = a+b	充当可能な一般財源 (見込み額) (d)	差額 (d-c)
1-10年目	149.3	4.1	153.4	114.2	▲39.2
11-20年目	133.0	57.3	190.3	139.9	▲50.4
21-30年目	135.6	85.4	221.0	97.9	▲123.1
31-40年目	143.2	73.8	217.0	61.5	▲155.5
41-50年目	129.5	39.0	168.5	52.3	▲116.2
50年合計	690.5	259.7	950.2	465.8	▲484.3

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

②企業会計(下水道事業)

ア 維持管理・更新等費用の財源内訳

企業会計(下水道事業)において、今後50年間の下水道施設の維持管理・更新等に係る費用の財源見込みについて、表3-36のとおり整理しました。財源内訳の算出に当たっては、公共下水道事業経営戦略における投資財政計画に準じました。

この結果、下水道施設の維持管理・更新等費用の財源として、50年間で国庫支出金が約29億円、都支出金が約4.3億円、事業収入が約39億円、企業債が約194億円と見込まれています。

表 3-36 【企業会計】 将来の維持管理・更新等費用及び財源内訳

(億円)

期間	長寿命化等の対策を実施した場合の維持管理・更新等費用【企業会計】	財源内訳			
		国庫支出金	都支出金	事業収入 (使用料、受益者負担金等)	企業債
1-10年目	70.7	4.6	0.7	7.7	57.6
11-20年目	63.3	6.3	1.0	7.7	48.2
21-30年目	44.0	5.9	0.9	7.7	29.5
31-40年目	43.8	5.8	0.9	7.7	29.3
41-50年目	43.8	5.8	0.9	7.7	29.3
50年合計	265.6	28.5	4.3	38.7	194.1

(注1) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

(注2) 企業債の償還金の一部には、一般会計からの繰入金で充当されます。

イ 充当可能な財源見込み

企業会計(下水道事業)では、経営戦略において独立採算制の考え方に基づく投資財政計画を策定済みです。

独立採算制の考え方とは、「その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てる。」というものです。

このことから、下水道事業における汚水に係る経費(汚水処理費)は基本的に私費(下水道使用料)、雨水等に係る経費(雨水等処理費)は公費(市費)で負担することとなっており、また、国における繰出基準に基づき、一般会計からの繰入を行うことが認められています。

(2)維持管理・更新等費用に関する課題

①普通会計

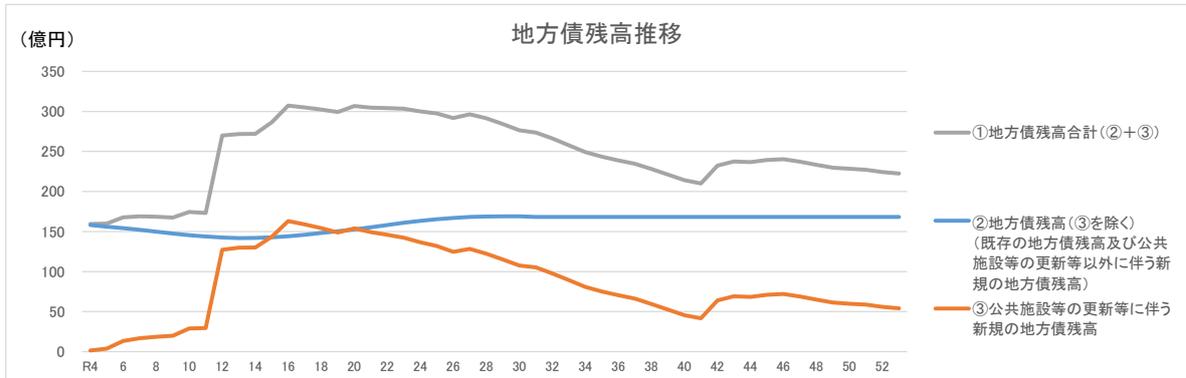
ア 建築系公共施設

長寿命化等の対策を実施した場合の費用は50年間の年平均で22.2億円、縮減効果は年約0.9億円です(P.53)。しかし、過去5年間の実績額である年12.5億円(P.30表3-7。光熱水費を除く維持管理・更新等経費の5か年平均)と比較すると、対策後でも年9.7億円の差があり、対策による縮減効果は十分とは言えません。

また、普通会計における50年間の維持管理・更新等費用の年平均26.2億円(P.67)のうち、22.2億円を建築物が占めている状況です。特に、令和4年度からの20年間には、庁舎、学校、給食センター等の建替えが集中している上に、(仮称)生涯学習センターの整備の検討もされており、この期間の建設費の負担が、その後の財政をより厳しいものとする可能性が高くなっています(図3-55)(前項までの試算には、(仮称)生涯学習センターの整備は見込んでいません。)

そのため、建替えを契機に面積を縮減する、維持管理費用の削減を検討する、収益面での工夫を行うなどの対策を実施し、建替え及び建替え後の負担を減らしていく必要があります。

図 3-55 【普通会計】 地方債残高の推移シミュレーション



■(参考) 充当可能な財源の見込みで維持可能な建築系公共施設の総量の試算

建築系公共施設について、充当可能な財源の見込みで維持可能な施設面積を以下の考え方及び手順により試算しました。

1 試算方法

今後 50 年間に於ける建築系公共施設の維持管理・更新等に必要となる一般財源及び追加で必要となる地方債元利償還金の合計 (A) と、充当可能な一般財源 (B) が均衡する施設面積の削減量を分析し、その結果から維持可能な建築系公共施設の総量を算出します。

A	必要となる一般財源	見込み額 ^{※1}	50年間で約 757 億円 (年平均約 15.1 億円)
		施設面積の削減によって減ずる額を差引き	施設面積が 1%削減されると一般財源が負担する維持管理・更新等費用 ^{※2} が 1%縮減されると仮定し、縮減額を必要となる一般財源の見込み額から差し引く。
B	充当可能な一般財源	見込み額 ^{※3}	50年間で約 371 億円 (年平均で約 7.4 億円)
		施設面積の削減によって減ずる額を上乗せ	施設面積が 1%削減されると光熱水費 ^{※4} が 1%縮減されると仮定し、縮減額を充当可能な一般財源の見込み額へ上乗せする。

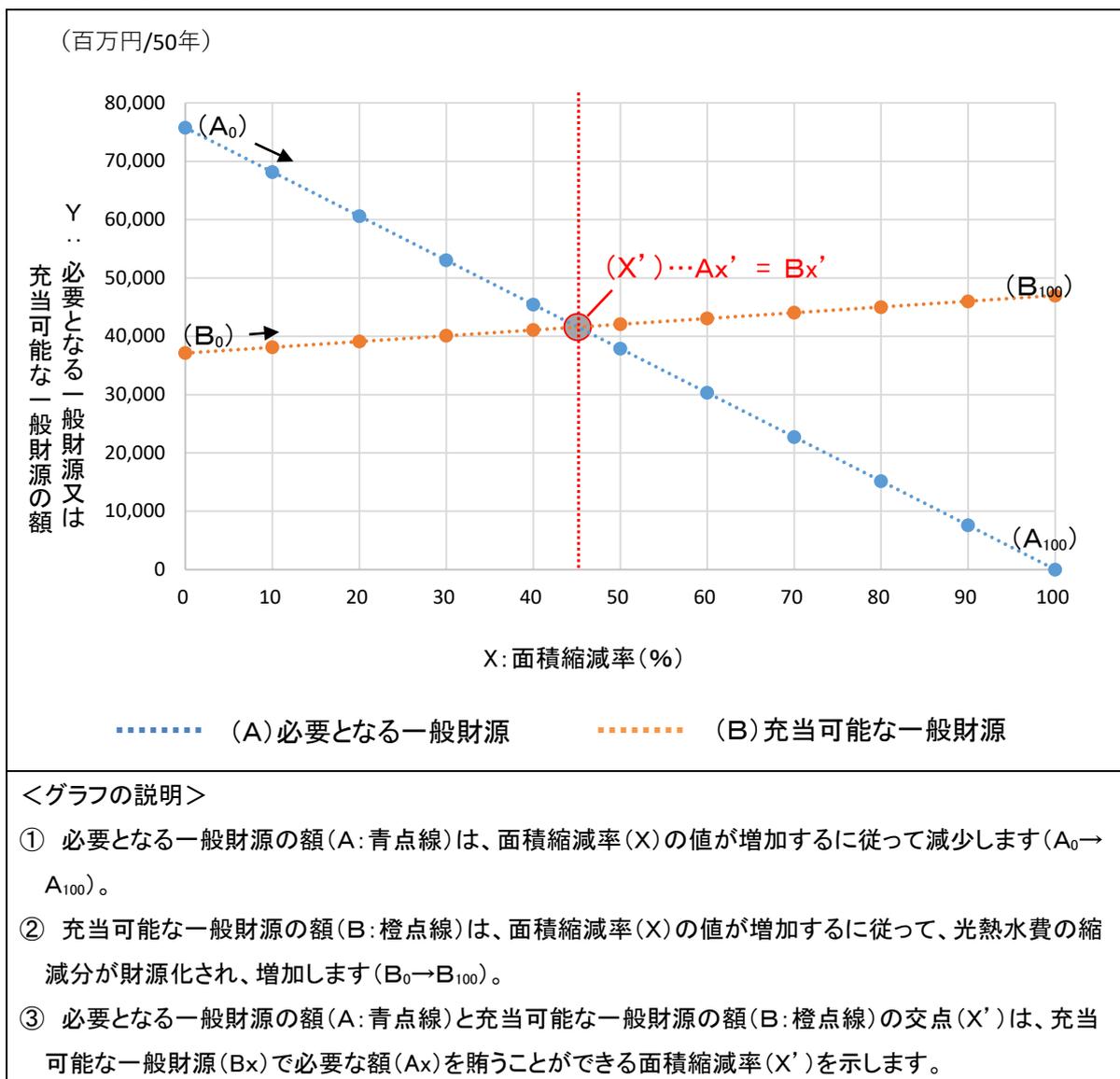
※1 P.69 表 3-35(c) 維持管理・更新等に伴い必要となる一般財源及び維持管理・更新等に伴い追加で必要となる地方債元利償還金の合計のうち、建築系公共施設が必要とする額を見込んでいます。

※2 地方債償還費相当分を含みます。

※3 P.69 表 3-35(d) 充当可能な一般財源 (見込み額) のうち建築系公共施設に充当する額として見込んでいます。

※4 P.30 表 3-7 光熱水費の実績 5 年平均を用いています。光熱水費は、今後の維持管理・更新等費用に必要となる一般財源 (A) に含まれておらず、別途歳出されているものとして扱っています。そのため、縮減額を追加財源としてみなすことができます。

2 試算結果



面積縮減率	45.1 %
50年間の必要額(一般財源負担分)	41,570 百万円
1年当たりの必要額(一般財源負担分)	831 百万円
50年間の縮減額	34,172 百万円
1年当たりの縮減額	683 百万円
縮減面積※	68,731.12 m ²

※ 令和2年度末の保有施設面積に面積縮減率を乗じた場合の値として示しています。

試算期間を令和4年度から令和53年度まで(50年間)とした場合、充当可能な一般財源の額で維持可能な施設面積となる面積縮減率は、45.1%と計算されました。これを令和2年度末の施設保有面積に乗じて縮減面積を求めると、68,731.12 m²となります。

また、建築系公共施設の維持管理・更新等に必要となる一般財源の額は、1年当たり約8.3億円となり、面積縮減を行わない場合と比較して1年当たり約6.8億円の費用縮減となります。

3 試算結果について

上記の試算結果を踏まえると、今後の建築系公共施設の維持管理・更新等費用に充当可能な一般財源で維持可能な施設面積は、令和2年度末の施設面積に対しておおむね45%、約68,700㎡の縮減を行った面積となります。費用に換算すると1年当たり6.8億円（一般財源の負担分）の維持管理・更新等費用の縮減が必要です。

ただし、上記試算は、必要費用の縮減を保有施設が等しく担っており、面積縮減は初年度において既に実施されているという仮定の下で行っています。しかし、現実的には、施設面積の縮減は段階的にしか実施できないものであり、その場合、面積縮減に合わせた維持管理費の削減も段階的にしかできないことから、一般財源で負担する費用が余剰に発生し、これを解消するためには、更なる面積縮減が必要となります。

よって、現実的な諸条件を考慮する場合、今後の持続的な建築系公共施設の維持管理・更新等を面積縮減という手段に頼るだけでは、その実現は困難です。そのため、試算結果を一つの参考指標としてとらえつつ、施設の面積縮減のみに頼らない、財源不足を補うためのあらゆる可能性を検討することが必要です。

- (例) ・ 工事における重複や無駄が発生しないよう、関連工事をまとめて実施するなど効率的な工事の実施を目指す。
- ・ エネルギー効率の高い設備への切替えや運用実態の分析による無駄の排除など光熱水費の改善を図る。
- ・ 敷地やスペースの有効活用、包括的維持管理の実施など管理運営委託の効率化を目指す。
- ・ 施設サービスの提供に要する費用（事業費）の縮減を目指す。
- ・ 集客力向上、料金設定の見直し等による施設の収益向上を目指す。

なお、本試算では、建築系公共施設の維持管理・更新等費用についてのみ試算を行いましたが、土木系公共施設を含む公共施設等全体の維持管理・更新等費用の不足に対して、土木系公共施設も含めて、更なる改善の余地がないか検討を行うことが必要です。

イ 土木系公共施設

i) 道路

道路は、道路舗装の標準的な耐用年数で単純更新（舗装打替）する場合と比較して、現状の事業規模を保持することで年 2.2 億円の縮減効果を算出しています。

しかし、直近の路面性状調査（幅員 4 m 以上・延長約 60km）によると、現状の事業規模では、緊急的に対応が必要な路線への対応は可能ですが、中長期の更新需要に対応可能かどうかの目途は立っていません。現状の事業規模の見直しの可能性を含めた今後の更新需要への対応の計画策定が必要と言えます。

ii) トンネル

トンネルは、更新（作り替え）が困難な構造物であることから、定期的な点検と補修工事の実施による適切な維持管理により、長期にわたり使用するものとしてしています。本市のトンネル群は、建設からおおよそ 100 年が経過していますが、トンネル周囲の地質は関東ロームの粘土層であることから比較的良好な状態であり、緊急又は大規模修繕を実施する必要性は現在のところありません。

技術面では、点検・調査、補修・補強工事等に関する研究開発も進められており、今後、より効果的で経済的な新技術が確立された場合、初期コストやランニングコストを考慮した上で、その導入について検討する余地があります。

iii) 橋梁、公園

橋梁及び公園は、個別施設計画の策定により、計画的なメンテナンスサイクルの取組を開始しています。定期的な点検・調査の実施、点検・調査を踏まえた緊急度判定と優先順位に基づく合理的な更新等の実施によって、管理水準を保ちながら、更新等にかかる費用を抑えかつ平準化する指針を得ています。引き続き、定期的な点検・調査の実施と優先度に基づく計画的な対応により、費用の抑制に留意しつつ安全及び機能を維持することが求められます。公園については敷地借上げ料の検証や公民連携による収益化の検討等の対策も収支改善となる可能性があります。

② 企業会計

公共下水道事業経営戦略によると、本市の下水道事業は今のところ良好な経営状況です。しかし、水洗化率がおおむね 100% に達しており使用料収入の大きな増加は見込まれないことや、近年の局地的大雨被害の増加等に伴う雨水整備経費の増加を勘案して、今後は、一般財源からの繰出金の増加が予測されています。

引き続き、ストックマネジメント計画に基づく施設の適切な更新、経営戦略に基づく健全な事業運営が求められます。

第8節 市民意向調査の結果概要

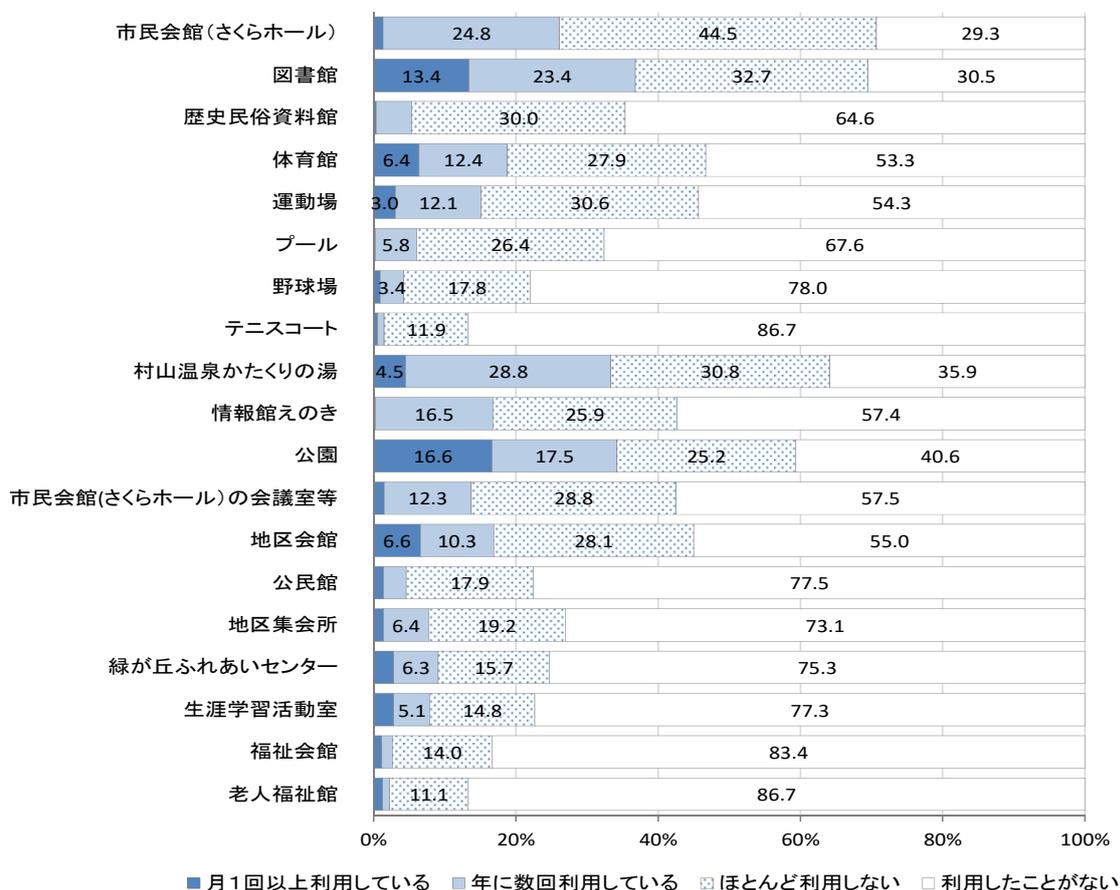
第1項 市民アンケートによる調査概要

「武蔵村山市公共施設等総合管理計画」の策定検討に向けて、公共施設の利用状況や市民の方々の意見等を把握することを目的として、平成28年1月29日（金）から平成28年2月12日（金）の期間に「武蔵村山市公共施設等に関する市民アンケート」を実施し、951人の方より回答をいただきました（発送3,000通、有効回答951人、有効回答率31.7%）。

第2項 公共施設の利用状況

公共施設の利用状況としては、市民会館（さくらホール）、図書館、温泉施設（村山温泉「かたくりの湯」）、公園は回答者全体の約30%が利用しており、「利用したことがない」と回答した方も30%～40%を占めています。集会施設（地区集会所、緑が丘ふれあいセンター、生涯学習活動室等）は約10%の方の利用があり、「利用したことがない」の回答は70%を占めます。スポーツ施設のうちプール、野球場、テニスコートの利用は10%に満たず、かつ「利用したことがない」が70%～80%（※18歳未満はアンケートに含まれておりません）を占めています。老人福祉館、福祉会館の利用回答は10%に満たず、「利用したことがない」が80%を占めています。

図 3-56 公共施設の利用状況

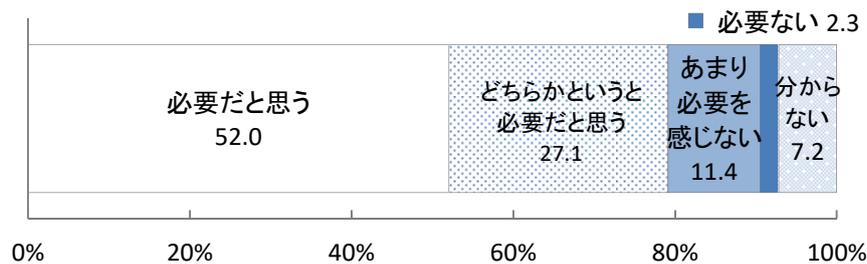


第3項 本市における今後の公共施設の方向性に関する検討の必要性

本市が保有する公共施設（建築物）について、今後予想される厳しい財政状況や少子高齢化等に伴う利用ニーズの変化などを考慮して、施設の適正配置や今後の運営、管理の在り方を検討していく必要性を尋ねました。

本市における公共施設（建築物）の今後の在り方を検討することについて、「必要だと思う」「どちらかという必要だと思う」の回答を合わせて約 80%の人が検討の必要性を感じているという結果となりました。

図 3-57 公共施設(建築物)の今後の在り方に関する検討の必要性

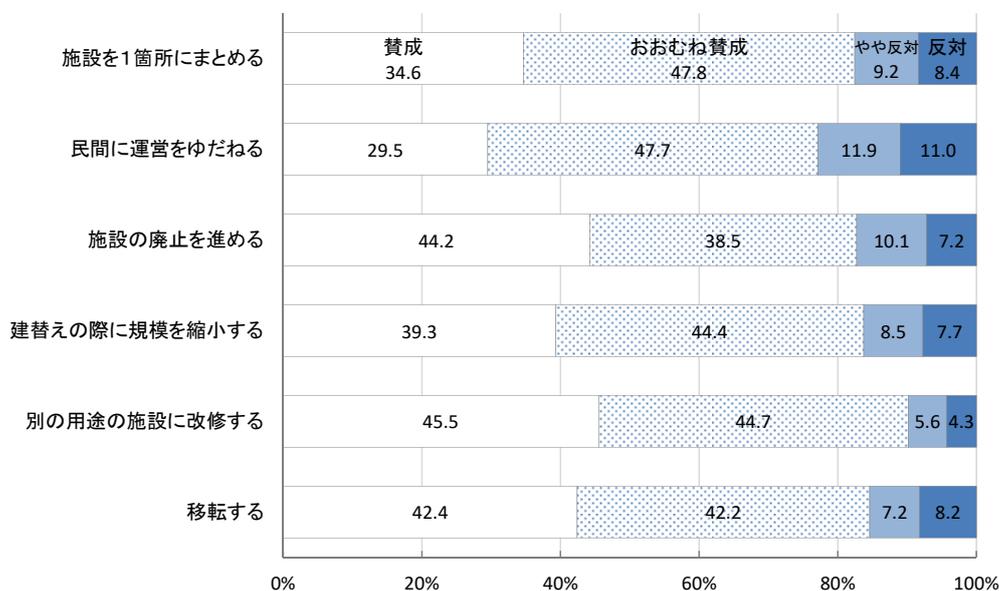


第4項 本市における今後の公共施設（建築物）の整備上の方向性

経費を節約しながら公共施設の有効活用を図る各種方策について、全国の市町村などで進められている取組を参考に、本市で取り組むことに対する御意見をお聞きしました。

公共施設を活用する各種方策に対して取り組むことについて、全体の傾向としては賛成意見が多いことが分かりました。方策の選択としては、民間へ運営をまかせることよりも、転用や施設の廃止、移転といった方向性の方がやや賛成の度合いが高くなっています。

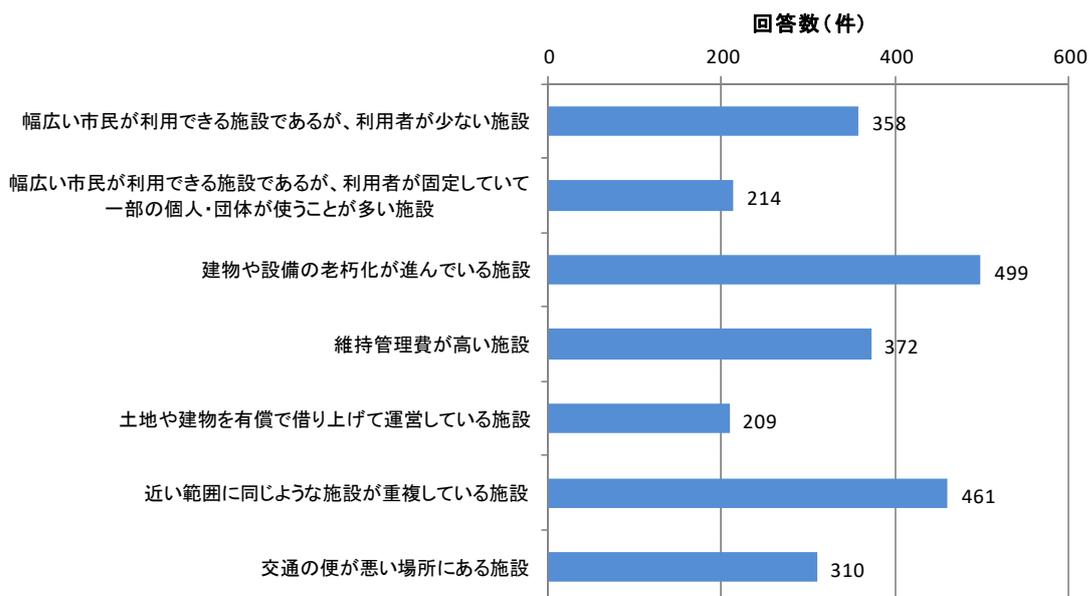
図 3-58 整備上の方向性



第5項 重点的に見直しすべき施設

今後、公共施設の再編を行い仮に施設の量を減らしていかなければならなくなった場合に、どのような傾向の施設を重点的に見直ししていく必要があると考えるかについて、お聞きしました。その結果、「老朽化が進んでいる」、「近い範囲に重複している」、「維持管理費が高い」、「利用者が少ない」といった施設に対する重点的な見直しについて、半数近く（40%～50%程度）がその必要性があるという回答結果を得ました。

図 3-59 重点的に見直しすべき施設



第6項 自由記述回答

図書館施設の充実や、プール等のスポーツ施設の設置要望、公園整備（遊具・植栽手入れ等）の充実、道路整備（舗装・修繕）、交通機関の充実などを望む声が多くあがりました。

表 3-37 自由記述回答の抜粋

分類	回答傾向	回答数
図書館について	図書館施設の充実（規模・蔵書数・利用時間の拡大等）	12
	中央図書館への機能集約、設備の充実	9
スポーツ施設について	新施設の設置希望（プール、グラウンド、他）	7
公園について	整備の充実（遊具、植栽の手入れ、他）	16
	子どもの遊べる公園づくり（数が少ない、ボール遊びができない）	9
公民館について	廃止・他施設との複合化を検討すべき	7
道路について	整備の充実（道路整備、舗装、修繕等）	23
	道路幅、歩道幅それぞれの拡張	10
インフラについて	インフラの優先的実施（建物よりもインフラ整備に重点を置くべき）	7
駐輪場、駐車場、交通機関について	現状の交通機関に対する不満（主に交通機関の少なさ）	16
	モノレール延伸の推進	14